

- 本資料には、「委員限り」の数値等が含まれています。
- 「委員限り」の数値等には言及せずに、御審議頂くようお願いいたします。

ヒアリング対象事業者等に対する追加質問及び回答 (加入光ファイバに係る接続制度の在り方について)

平成27年4月7日

1 総論 (②接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について)

事業者等	追加質問事項・回答
< 1 総論 >	
②接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について	
<p>【対象】 ソフトバンク DSL 事業者 協議会</p>	<p>【質問】 NTT東西は、プレゼンの中で「他事業者が低廉なユーザ料金を設定し市場に参入することは既に十分可能」とし、「FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題」と主張したが、この点について、どのように考えるか改めて伺いたい。</p>
<p>ソフトバンク</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の通り、新規参入が困難な状況は改善されないどころか、さらに悪化することが予想され、「他事業者が低廉なユーザ料金を設定し市場に参入することは既に十分可能」とのご主張は全く事実に反するものと考えます。 (1) 接続事業者が負担する費用総額*は高水準。 <ul style="list-style-type: none"> ※接続事業者は、加入光ファイバ区間だけでも、主端末回線料・分岐端末回線料に加え、屋内配線利用料・回線管理運営費が月額利用料として必要となるほか、新規敷設の場合の工事料を負担することが必要です。NTT 東西殿プレゼンテーション資料(P. 3)は主端末回線・分岐端末回線接続料のみ示しており、誤解を与える不適切な説明であると考えます。 (2) この3年間の取り組みは実効性を上げていない。 (3) 今後、接続料の上昇が見込まれる <p>次ページより、(1)～(3)について、詳述します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 接続事業者が負担する費用総額は高水準。 <ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者がFTTHサービスの提供にあたり必要な費用水準は以下の通りであり、現在の市場価格(NTT 東西殿割引後価格 3,600円～4,600円程度)に対抗するには非常に厳しい状況 ・FTTHサービスに参入して10年以上、シェア70%以上のNTT 東西殿が収容率3/8程度であり、新規参入事業者が参入後短期間で3/8まで収容率を向上させるのは実質困難

1 総論 (②接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について)

事業者等	追加質問事項・回答						
	【接続事業者の費用負担】*						
	NTT東西殿への支払い						
収容数	①主端末回線 +分岐端末回線 (回線あたり)	②屋内配線 +回線管理運営費	③工事費	計	④ONU	⑤コア網の 平均費用	費用合計
1	3,079円	246円	370円	3,695円	170円	611円	4,476円
2	1,675円	246円	370円	2,291円	170円	611円	3,072円
3	1,207円	246円	370円	1,823円	170円	611円	2,604円
	<p>↓</p> <p>NTT東西殿は この料金のみを提示</p>			<p>仮に、1～2収容(平均1.5)の場合の費用合計 は、3,774円/月、NTT西殿の実売価格3,610 円を上回る</p>			
	<p>【費用項目】</p> <p>① 主端末回線料2,808円÷収容数+分岐端末回線料271円</p> <p>② 屋内配線利用料185円+回線管理運営費61円=246円</p> <p>③ 工事費(屋内配線新設工事費:17,821円+分岐端末回線工事費:4,307円=約22,000円を仮に60か月で回収すると想定した場合、22,000円÷60か月=約370円)</p> <p>④ ONU(仮にONUを10,000円と想定し60か月で回収する場合、10,000円÷60か月=約170円)</p> <p>⑤ コア網の平均費用(収容利用者が3の場合の接続料と同額と仮定、611円)</p>						
	<p>※ 2/19接続政策委員会資料に、③工事費、④ONUの負担を加えたもの。上記設備費に加え、営業・販売コストが必須</p> <p>※ 数値は全てNTT東日本殿の数値</p>						
	<p>(2) この3年間の取り組みは実効性を上げていない。</p> <p>①既存配線区画の統合は、3年経過してもごく僅か (NTT東殿：約0.9%、NTT西殿：約3.1%)</p> <p>②接続事業者向け光配線区画新設については追加コストの負担が大きく、利用できる状況ではない 例：システム開発費43億円(年経費14億円)の個別負担 例：分岐端末回線が261円⇒503円に値上げ</p>						
	<p>(3) 今後、接続料の上昇が見込まれる</p> <p>少なくとも平成29年度までは大幅上昇が想定され、更に参入のハードルが高まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度補正申請、NTT東殿：+122円、NTT西殿：+100円 ・平成28年度はさらに大幅な上昇(27年度比+約130円)が想定※ <p>※NTT東殿の例、試算の詳細は質問3参照</p>						

1 総論 (②接続事業者の参入を容易にするための更なる措置について)

事業者等	追加質問事項・回答
DSL 事業者 協議会	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第二次答申で示された、「既存配線区画の見直し」、「接続事業者向け光配線区画」の新設や「エントリーメニューの導入」が実質的な成果を上げていないにも係らず、「低廉なユーザ料金を設定し、市場参入することが十分可能」ということは言えないと考えます。 • NTT 東西がヒアリングで述べられた通り、光サービス単独での需要獲得は限界を迎えつつあります。これまで NTT 東西は設備構築と同時にユーザを獲得する等、優位な立場を利用し高い収容率（NTT 東、西）を実現していますが、後発事業者は NTT 東西からの設備構築完了（提供エリアの拡大等）の通知後に、サービス企画・自前設備の設置等の準備を行うため、NTT 東西が先行しユーザ獲得した数か月後でなければ、サービス提供ができません。 • FTTH の普及促進のためには、新たな需要を開拓する必要があります。我々 DSL 提供事業者には未だ DSL を使用しているユーザがおり、FTTH の新規ユーザとして見込まれますが、現在の芯線単位による接続料設定では、特に地方や後発の事業者が収容率を高め難い構造にあり、ADSL 利用者のニーズにマッチした “低廉かつ高速な “サービスを提供することが困難な状況と考えます。

1 総論 (⑤サービス卸との関係について)

事業者等	追加質問事項・回答
⑤サービス卸との関係について	
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】</p> <p>「サービス卸」との関係について、質疑応答の中で、F T T Hサービスを単品で売っても増えていかないのに、他分野と連携することで契約者数を増やしていくという趣旨の説明があったと思うが、F T T Hサービスの契約者数について、御社の2014年度の事業計画（東30万純増、西40万純増）と、先日発表された2015年度の事業計画（東40万純増、西20万純増。サービス卸込み）を比較すると、御社自身も伸びを計画していないように見える（西は純減数がむしろ減少している）。御社として公式に発表しているこの数字を見ると、御社プレゼン資料1頁にあるような「光の利活用」をサービス卸により「後押し」することができるか、疑問であり、接続料の算定方法の抜本的な見直しが必要と主張する各社の意見が合理性を持つようにも見えるが、どう考えるか。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信市場は、スマートフォンの普及やL T Eを始めとしたワイヤレスブロードバンドの高速化、大容量化に伴い、ユーザは、O T T (O v e r-T h e-T o p) と呼ばれるグローバルプレイヤーがクラウド上で提供する様々なサービスをネットワークに縛られずに自由自在に利用しております。 ・このように、ユーザの選好は、グローバルに提供されるコンテンツ・アプリケーションサービスへ移行し、通信キャリアのサービスはそうしたサービスの構成要素の一部になっており、その傾向は今後ますます加速していくものと考えています。 ・こうした市場環境にある中、昨今の光需要の伸びは鈍化し、当社のフレッツ光についても、多彩なサービスやI Tソリューションの提供に努めてきたものの、純増数が年々減少する傾向に陥っており、光だけでは新たな需要拡大（純増の維持）は限界を迎えつつあります。こうした状況を打開し、光の利用率を更に向上していくには、多様なアプリケーションやコンテンツ等を提供するサービス事業者を増やし、その創意工夫を通じて、光単品ではないトータルでのサービス競争＝イノベーションを引き出す競争を促進していくことが重要であることから、当社は先般「光コラボレーションモデル（光のサービス卸）」の提供を開始しました。 ・2015年度の事業計画（東：40万純増 西：20万純増）は、こうした光コラボレーションモデルによる新規需要の拡大や廃止数の減少を見込んで計画しており、光だけでは新たな需要拡大（純増の維持）は限界を迎えつつある中で、光コラボレーションモデルがなければ、これだけの純増数は確保できないと考えています。 ・なお、西日本については、2015年度の純増計画が2014年度と比して減少する計画となっておりますが、これは2014年度に行っている期間限定の割引等の一時的な効果によるものであり、光だけでは新たな需要拡大（純増の維持）は限界を迎えつつあることに変わりはないと考えています。

1 総論 (⑤サービス卸との関係について)

事業者等	追加質問事項・回答																																	
	<p>・これまで設備構築事業者や接続事業者との熾烈な競争を通じて、光の利活用が促進されてきたと考えていますが、これからは、こうした健全な競争を続けていく中で、多様なサービス提供事業者との連携を通じた新たな価値創造を図っていくことが、更なる光の利活用促進に不可欠であると考えます。このようにトータルでのサービス競争の重要度が増す中で、アクセス部分だけに着目した加入光ファイバ接続料の見直しでは新たな需要創造は期待できず、まして、芯線単位に発生するコストの一部をユーザ単位の負担に見直すことは、適正なコスト負担を歪めることになり、既存の設備構築事業者や接続事業者との健全な競争を阻害するほか、当社が非効率な設備構築を強いられる結果、光のトータルコストが上昇し、1ユーザ当たりコストが上昇する等、ヒアリングで申し上げたとおり様々な弊害が生じることになります。したがって、接続料の算定方法を抜本的に見直し、ユーザ単位の接続料を設定すべきという主張は不合理であり、採るべき選択肢ではないと考えます。</p> <p><参考>フレッツ光純増数推移</p> <table border="1"> <caption>フレッツ光純増数 (万契約)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>東日本</th> <th>西日本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17年度 (2005)</td><td>100</td><td>75</td></tr> <tr><td>H18年度 (2006)</td><td>151</td><td>115</td></tr> <tr><td>H19年度 (2007)</td><td>156</td><td>114</td></tr> <tr><td>H20年度 (2008)</td><td>133</td><td>103</td></tr> <tr><td>H21年度 (2009)</td><td>124</td><td>87</td></tr> <tr><td>H22年度 (2010)</td><td>98</td><td>83</td></tr> <tr><td>H23年度 (2011)</td><td>84</td><td>66</td></tr> <tr><td>H24年度 (2012)</td><td>40</td><td>34</td></tr> <tr><td>H25年度 (2013)</td><td>44</td><td>31</td></tr> <tr><td>H26年度 (2014)</td><td>30</td><td>40</td></tr> </tbody> </table>	年度	東日本	西日本	H17年度 (2005)	100	75	H18年度 (2006)	151	115	H19年度 (2007)	156	114	H20年度 (2008)	133	103	H21年度 (2009)	124	87	H22年度 (2010)	98	83	H23年度 (2011)	84	66	H24年度 (2012)	40	34	H25年度 (2013)	44	31	H26年度 (2014)	30	40
年度	東日本	西日本																																
H17年度 (2005)	100	75																																
H18年度 (2006)	151	115																																
H19年度 (2007)	156	114																																
H20年度 (2008)	133	103																																
H21年度 (2009)	124	87																																
H22年度 (2010)	98	83																																
H23年度 (2011)	84	66																																
H24年度 (2012)	40	34																																
H25年度 (2013)	44	31																																
H26年度 (2014)	30	40																																
<p>【対象】 ソフトバンク DSL 事業者 協議会</p>	<p>【質問】 本年2月に、NTT東西がサービス卸の提供を開始したことから、その効果を見極めた方が良いのではないかと主張もあると思うが、この点について、どう考えるか改めて伺いたい。</p>																																	

1 総論 (⑤サービス卸との関係について)

事業者等	追加質問事項・回答
ソフトバンク	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス卸」については、スペックがNTT フレッツと同一になること及び価格設定が卸料金により大きく影響を受ける等、サービス競争や料金競争が進むものではなく、FTTH サービスの新規需要拡大の効果は限定的です。 ・一方、接続によるファイバ利用の場合、速度・機能・端末等のサービスでの多様化※とともに、価格設定の自由度が高いことから料金の多様化も期待され、新規需要拡大の効果が見込まれます。 ※例えば、10Gbps の高速サービスや、低速低料金のサービス、HEMS・家電制御等の高付加価値サービスが想定される ※光ファイバを利用して参入している事業者では、NTT 東西殿よりも高速なサービスを提供している事例あり ・したがって、「サービス卸」の効果を見極める必要はなく、接続によるファイバ利用での新規参入促進を早期に実現すべきと考えます。 <p style="text-align: right; color: red;">記載内容は委員限り</p>
DSL 事業者協議会	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西の「サービス卸」自体を否定するものではありませんが、サービスの多様化は、自前での設備設置または接続による競争で実現されるものです。これまでも、NTT 東西以外の自前での設備設置または接続によりサービスを提供している事業者が先行し高速化等を実現されているものと認識しています。 ・地方ユーザのFTTH利用を促進するためには、地方ユーザのニーズにマッチしたサービスを打ち出すことが必要と考えます。 ・「サービス卸」ではNTT 東西のフレッツ光と同スペックとなってしまう、地方のニーズにマッチしません。 ・地方では、高速（30Mbps程度）で、廉価なサービスや機器の監視や監視カメラ等の用途だけに使用する等のニーズが大きいです。が、「サービス卸」では実現できません。 ・したがって、効果を見極める必要はないと考えます。 ・むしろ、「サービス卸」の卸料金は、ユーザ単位で設定されることから、接続料設定の考え方の見直しの必要性が高まったと考えます。

1 総論 (⑥-1 その他 (ケーブルテレビ等による「接続」の利用))

事業者等	追加質問事項・回答
⑥-1 その他 (ケーブルテレビ等による「接続」の利用)	
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 御社の主張骨子の中に、シェアアクセス方式の加入光ファイバを「接続」で利用している事業者は「6社」との説明があるが、KDDIとソネット以外の4社はそれぞれ何芯線ほどの利用があるのか (委員限りでも良いので、伺いたい)。概数でも結構なので伺いたい。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】 ・KDDI殿・ソネット殿以外の事業者におけるシェアアクセス方式の利用状況は【別紙①】のとおりです。</p> <div data-bbox="353 555 1783 1465" style="border: 2px dashed red; height: 570px; width: 638px; margin: 10px 0;"></div> <p style="color: red; text-align: right;">本表は委員限り</p>

1 総論 (⑥-1 その他 (ケーブルテレビ等による「接続」の利用))

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>【質問】 御連盟のプレゼンでは、加入光ファイバを「接続」で利用する形態について、「現状、利用事業者は些少」との御説明であったが、現時点の利用事業者は具体的に何社程度か。また、「接続」を利用して提供しているFTTHサービスの契約者数はどの程度か。概数でも結構なので伺いたい。</p>
<p>日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>【回答】 ①日本ケーブルテレビ連盟（以下、「JCTA」といいます。）にて把握、確認している利用事業者数は ②「接続」を利用して提供しているFTTHサービス契約者数は</p> <p style="text-align: right;">赤字部分は委員限り</p>
<p>【対象】 日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>【質問】 御連盟のプレゼンでは、ネットワークの光化を進める中で、「接続」の利用の選択肢も残しておきたいとの御説明があったが、現時点で光化はどの程度進んでいるのか（今後どの程度の利用の可能性があるのか）。また、基本的には自前で光化を進めるといふ御説明であったが、どのようなケースで「接続」を利用する可能性があるのか、改めて伺いたい。</p>
<p>日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>【回答】 ①JCTA会員事業者で自社ネットワークの光化を全部ないしは一部で実現している事業者は ②自社FTTH化を進めるためのフィージビリティスタディにおいて、ユーザ数の関係等で直ぐにFTTH化を進めることが出来ない場合の代替手段として、「接続」が通信サービスのみならず放送サービスも提供可能である観点から、今後検討を進めていく可能性がります。</p> <p style="text-align: right;">赤字部分は委員限り</p>
<p>【対象】 日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>【質問】 御連盟の会員には、既に光卸を「一部事業者にて利用開始」している事業者も居られるとのこと、「今後の検討アイテム」と整理されている（3頁）。一方で、自主放送向けに年間2万本以上のケーブルテレビの番組制作実績があることも指摘している。 光卸に移行する場合には「自社による放送サービス提供が困難であり、ケーブルテレビの独自性が発揮できない」という指摘から判断すると、光卸への移行を選択される事業者は自主制作番組の提供を諦めることになるかと理解しても良いのでしょうか。その場合、経営に及ぼされる影響も致し方ないかと判断されるのでしょうか。また、自主制作番組を提供しないことに伴って離脱する顧客は、どの程度の割合になると推測しているのでしょうか。</p>
<p>日本ケーブルテレビ連盟</p>	<p>【回答】 ①光卸を利用する事業者が自主制作番組の提供を諦めることとなるわけではございません。 ②光卸の利用は、第一義的にはインターネット接続サービスの利用であり、既存ユーザでFTTHサービス利用を希望する場合には、</p>

1 総論 (⑥-1 その他 (ケーブルテレビ等による「接続」の利用))

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>いわゆる「2本差し」(ケーブルテレビ事業者のHFCにて放送サービスを提供し、光卸によりインターネット接続サービスを提供する)とするサービス形態を想定しています。</p> <p>③また、新規ユーザであってFTTHサービスのみの利用を希望する場合、ケーブルテレビ事業者はユーザニーズに応えるため、光卸を提供致します。</p> <p>④上に記載の状況でございますので、いただいた「自主制作番組を提供しないことに伴って離脱する顧客」の割合は推測しておりません。</p>

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答																					
⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み)																						
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 御社のプレゼン資料4頁 (シェアドアクセス方式の接続料は大幅に低減→他事業者が算入可能な環境は既に確保されている) の図に、2015年、2016年等、予想できる範囲で数値を書き加え (表題タイトル等はそのまま) グラフ化したものを提出して頂きたい。</p>																					
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】 ・回答は【別紙②】のとおりです。</p> <div data-bbox="347 542 448 582" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙②</div> <div data-bbox="504 526 1646 1452" style="text-align: center;"> <p>シェアドアクセス方式の接続料は大幅に低減 ⇒他事業者が参入可能な環境は既に確保されている</p> <p>シェアドアクセス方式の接続料推移[NTT東日本の例]</p> <p>(円/月・回線)</p> <p>※1 2016年度の接続料については、2015年度の接続料の上昇要因となった自己資本利益率だけ2015年度の接続料と同じものに見直し、それ以外の接続料原価や需要等が当初申請と変わらないと見て試算しています。</p> <p>※2 2015年度適用として申請中の接続料です。</p> <p>2ユーザー獲得した場合は1,600~1,700円程度</p> <table border="1" data-bbox="324 1332 1332 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>2010年度適用</th> <th>2011年度適用</th> <th>2012年度適用</th> <th>2013年度適用</th> <th>2014年度適用</th> <th>2015年度適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分岐端末回線接続料</td> <td>350円</td> <td>310円</td> <td>274円</td> <td>261円</td> <td>271円</td> <td>276円</td> </tr> <tr> <td>1ユーザー当たりコスト (1の光回線区間で 2ユーザー獲得した場合)</td> <td>2,440円</td> <td>2,188円</td> <td>1,781円</td> <td>1,679円</td> <td>1,675円</td> <td>1,741円</td> </tr> </tbody> </table> </div>		2010年度適用	2011年度適用	2012年度適用	2013年度適用	2014年度適用	2015年度適用	分岐端末回線接続料	350円	310円	274円	261円	271円	276円	1ユーザー当たりコスト (1の光回線区間で 2ユーザー獲得した場合)	2,440円	2,188円	1,781円	1,679円	1,675円	1,741円
	2010年度適用	2011年度適用	2012年度適用	2013年度適用	2014年度適用	2015年度適用																
分岐端末回線接続料	350円	310円	274円	261円	271円	276円																
1ユーザー当たりコスト (1の光回線区間で 2ユーザー獲得した場合)	2,440円	2,188円	1,781円	1,679円	1,675円	1,741円																

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答																					
	<p>別紙②</p> <p style="text-align: center;">シェアドアクセス方式の接続料は大幅に低減 ⇒他事業者が参入可能な環境は既に確保されている</p> <p style="text-align: center;">シェアドアクセス方式の接続料推移[NTT西日本の例]</p> <p>(注) 2016年度適用に係る数値は委員限り</p> <p>■前回の議論 H23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について(2011.3.29)</p> <p>→ブロードバンド管中 (2011.12.20) →情報巻二次管中* (2012.3.29)</p> <p>※「OSU専用を実現するよりも、加入光ファイバの1芯当たりの接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">分岐端末回線接続料</th> <th>2010年度適用</th> <th>2011年度適用</th> <th>2012年度適用</th> <th>2013年度適用</th> <th>2014年度適用</th> <th>2015年度適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分岐端末回線接続料</td> <td>382円</td> <td>354円</td> <td>317円</td> <td>291円</td> <td>303円</td> <td>313円</td> </tr> <tr> <td>1ユーザ当たりコスト (1の光回線区間で2ユーザ獲得した場合)</td> <td>2,566円</td> <td>2,503円</td> <td>2,240円</td> <td>1,734円</td> <td>1,727円</td> <td>1,787円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: red;">2016年度適用に係る数値は委員限り</p> <p>※1 2016年度の接続料については、2015年度の接続料の上昇要因となった自己資本利益率だけ2015年度の接続料と同じものに見直し、それ以外の接続料原価や需要等が当初申請と変わらないと見て試算しています。</p> <p>また、所外スプリッタは2015年度適用として申請中の接続料と同としています。</p> <p>※2 2015年度適用として申請中の接続料です。</p> <p style="text-align: center;">2ユーザ獲得した場合は1,700~1,800円程度</p>	分岐端末回線接続料	2010年度適用	2011年度適用	2012年度適用	2013年度適用	2014年度適用	2015年度適用	分岐端末回線接続料	382円	354円	317円	291円	303円	313円	1ユーザ当たりコスト (1の光回線区間で2ユーザ獲得した場合)	2,566円	2,503円	2,240円	1,734円	1,727円	1,787円
分岐端末回線接続料	2010年度適用	2011年度適用	2012年度適用	2013年度適用	2014年度適用	2015年度適用																
分岐端末回線接続料	382円	354円	317円	291円	303円	313円																
1ユーザ当たりコスト (1の光回線区間で2ユーザ獲得した場合)	2,566円	2,503円	2,240円	1,734円	1,727円	1,787円																
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 KDDI、ソフトバンクが今後とも接続料金が上昇すると指摘していることについて、どのように考えるか伺いたい。</p>																					
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年度の接続料の上昇要因は、主要企業の自己資本利益率の上昇に伴い自己資本費用が増加したことによるものです。当社は、設備投資に対するリターンを定めた接続料規則第12条に基づき適正に自己資本費用を算定しており、設備を借りる接続事業者にご負担していただく必要があります。 その結果、2015年度のシェアドアクセス方式の主端末回線の接続料は、前年に比べて+122円(西: +100円)上昇し 																					

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答																								
	<p>ていますが、自己資本費用の増加の影響を除く設備管理運営費ベースでの1芯あたりコストは一貫して低廉化しており、2014年度までの4年間で約▲30% (西:▲35%) 引き下げてきたことを踏まえれば、こうした接続料の上昇は一時的なものと考えています。したがって、一時的に接続料が若干上昇したとしても、「乖離額の複数年負担」等といった措置を講じる必要はないと考えます。</p> <p><参考①>シェアドアクセス方式の主端末回線の接続料推移 【別紙②】をご参照下さい。</p> <p><参考②>接続料算定に用いた自己資本利益率の推移</p> <table border="1" data-bbox="331 608 1570 783"> <thead> <tr> <th></th> <th>2009年度</th> <th>2010年度</th> <th>2011年度</th> <th>2012年度</th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> <th>2015年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. CAPM的手法による自己資本利益率</td> <td>4.70</td> <td>4.68</td> <td>3.64</td> <td>2.59</td> <td>2.53</td> <td>2.65</td> <td>3.41</td> </tr> <tr> <td>2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率</td> <td>6.10</td> <td>5.38</td> <td>4.90</td> <td>4.29</td> <td>3.74</td> <td>3.09</td> <td>4.47</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) CAPM的手法による自己資本利益率=リスクフリーレート (国債10年ものの利回り) + $\beta \times$ (他産業における主要企業の平均自己資本利益率-リスクフリーレート)</p> <p>※接続料規則第12条では、接続料算定に用いる自己資本利益率は、上記1または2のいずれか低い方を採用することとなっている。その結果、これまでCAPM的手法による自己資本利益率のみが採用されている。</p>		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	1. CAPM的手法による自己資本利益率	4.70	4.68	3.64	2.59	2.53	2.65	3.41	2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率	6.10	5.38	4.90	4.29	3.74	3.09	4.47
	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度																		
1. CAPM的手法による自己資本利益率	4.70	4.68	3.64	2.59	2.53	2.65	3.41																		
2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率	6.10	5.38	4.90	4.29	3.74	3.09	4.47																		
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 KDDIをはじめとする各社のプレゼンでは、今後、加入光ファイバの接続料は上昇していくという見込みが示されたが、御社の御説明では、今回 (平成27年度) の申請は自己資本費用の増加等で上昇するが、長期的には下げていく方向との意向が示された。一定の前提をおいてもよいので、2018年度頃までの接続料の増減の見込みを教えてください。特に、2016年度については、認可済みの接続料 (東:2,755円、西:2,777円) に対し、乖離額を調整するだけだと思うので、容易に見通せると思うがどうか。</p>																								
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年度の接続料の上昇要因は、主要企業の自己資本利益率の上昇に伴い自己資本費用が増加したことによるものです。当社は、設備投資に対するリターンを定めた接続料規則第12条に基づき適正に自己資本費用を算定しており、設備を借りる接続事業者にご負担していただく必要があります。 その結果、2015年度のシェアドアクセス方式の主端末回線の接続料は、前年に比べて+122円 (西:+100円) 上昇し 																								

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>ていますが、自己資本費用の増加の影響を除く設備管理運営費ベースでの1芯あたりコストは一貫して低廉化しており、2014年度までの4年間で約▲30% (西: ▲35%) 引き下げてきたことを踏まえれば、こうした接続料の上昇は一時的なものであって、<u>長期的には下がっていくものと考えています。</u></p> <p><u>ただし、接続料の将来予測については、接続事業者分も含めて将来発生する芯線数や、メタルと光の契約者数など多岐にわたる費用配賦のドライバ等を現時点で見通すことは困難であり、2018年度までの接続料見込みをお示しすることはできません。</u></p> <p><u>2016年度の接続料について、2015年度の接続料の上昇要因となった自己資本利益率だけ2015年度の接続料と同じものに見直し、それ以外の接続料原価や需要等が当初申請時と変わらないと見て試算した場合、_____となり。</u></p> <p><u>既にご承認済みの2016年度の接続料2,755円 (西: 2,777円) と比較すると、_____となり。</u></p> <p><u>ただし、前年度である2015年度接続料と比較すると、_____となり。</u></p> <p>・いずれにせよ、当社としては引き続き、できる限りのコスト削減に努めていく考えです。</p> <p style="text-align: right; color: red;">赤字部分は委員限り</p> <p>※下線部は委員限り</p>
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】</p> <p>プレゼン後の質疑応答の中で、御社からは接続料を下げていきたいという意向が示された。例えばケーブルテレビ事業者のように、光化を進める中で御社の光ファイバの利用を検討したいとまで主張しているような事業者に対し、利用をしてもらうための営業活動は展開しているのか。接続料を下げるためには、接続料原価を下げるか、需要を上げるしか道はないと思うが、そもそも利用しているのはKDDIとソネットだけなのではないか。需要を底上げするための取組の実績と、今後の対応や考え方について伺いたい。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <p>・当社は、お客様の多様なニーズに対応した光サービスを提供し、自社サービスの利用拡大による芯線需要の拡大を図るとともに、接続事業者に対しても、接続料の低廉化に加え、接続事業者のご要望を踏まえながら、当社光ファイバをより利用しやすい環境整備に取り組み、接続事業者による芯線需要の底上げを図ってきています。</p> <p>・その結果、シングルスター方式を含めて接続メニューの光ファイバを利用している接続事業者及び接続事業者による利用芯線数は、2015年2月末時点で155社78.7万芯 (西日本: 149社53.9万芯) となっており、その数は年々増加している状況にあります。(【別紙③】参照)</p> <p>・当社は、引き続き、接続事業者からの要望を踏まえ、更なる光ファイバの利用環境の整備に取り組んでいく考えです。</p>

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
	<p><接続事業者に対するこれまでの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種コスト削減施策の実施により、光ファイバ接続料の大幅な低廉化を実現 (推移は【別紙②】) ・光の利用拡大に向けたオープン化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢接続メニューの追加等による利用しやすい環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ー開通工事の時刻指定、廃止工事の時刻指定メニューの導入 開通工事、廃止工事等の開始時刻 (現地到着時刻) を深夜も含めた正時単位で指定できるメニュー。これによりお客様の希望時間帯での訪問工事が可能となった。2014年度に、計23事業者 (西日本: 8事業者) が利用。 ー加入光ファイバ廃止工事の無派遣化 接続事業者が加入光ファイバを廃止する際に、当社作業員の派遣を不要とする運用。 これにより廃止工事に係る調整が不要となった。KDDI 殿の要望に基づき運用を開始。 <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢接続メニューを円滑に利用いただくための環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ー接続に必要な情報の開示 <ul style="list-style-type: none"> ・加入光ファイバの提供が可能な住所情報をビル毎に町丁目単位 (約14万レコード (西日本: 約15万レコード)) で開示 ・加入光ファイバの開通工事の進捗状況について、6つのプロセス別に情報提供 (接続事業者がCSVファイルで、随時ダウンロード可能) ・設置場所の電話番号等を入力することで、加入光ファイバ提供までの概算納期を即時に提供 ・光配線区画の範囲情報、光配線区画の境界に位置している電柱等の座標情報、光配線区画内の加入電話等施設数情報の提供 ・接続事業者の設備を設置するための空きスペースの状況をビル毎 (約3,000ビル (西日本: 約4,000ビル)) に4つのランクに分けて情報提供 ー接続事業者の要望に応じた体制等の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者毎に専任の営業担当を配置し、要望や問い合わせ等に迅速に対応 ・接続事業者によるシェアドアクセスの大量申込に迅速に対応するために、接続事業者の需要計画に基づき個別に受付・開通体制を構築 (2014年度で約38万回線 (西日本: 約14万回線) の申込に対応) ・シェアドアクセスの受付において、事業者個別の要望や運用フローに合わせ、接続事業者が代理店店頭等で工事日を即

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>決できるスキームを導入</p> <p>ー接続事業者への説明会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料の変更及び接続メニューの追加等に際して、その都度、事業者説明会を開催。さらに、開催後の接続事業者からの個別の質問等にも迅速に対応 ・光ファイバの接続事業者向けシステムへの機能追加要望等に係る意見交換会を実施 (年2回)

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
	<div style="border: 2px dashed red; height: 700px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1823 1417 2024 1449" style="text-align: right;">本表は委員限り</p>

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
	<p style="text-align: right;">本表は委員限り</p>

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
	<div style="border: 2px dashed red; height: 800px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right; color: red;">本表は委員限り</p>

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
	<p data-bbox="1787 1362 1989 1394">本表は委員限り</p>

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 KDDI ソフトバンク</p>	<p>【質問】 KDDI 資料 7 頁、ソフトバンク資料 6 頁に示される、NTT東西の接続料金が上昇し続けると考える背景について、もう少し詳しく御説明願いたい。</p>
<p>KDDI</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昨今の景気動向を踏まえると、接続料の算定に用いる自己資本利益率について、少なくとも今後数年は上昇することが見込まれる (別紙 1 参照)。 ○自己資本利益率が上昇すると、接続料原価に含まれる報酬額が増加。結果、次の 2 点の事象発生が想定される (別紙 2 参照)。 <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本利益率が低い時 (2.65%) に算定された H26～H28 年度接続料について、実績を算定する時の自己資本利益率が高くなるため、当初の接続料と実績との間で乖離額が発生する (乖離額は 2 年後の接続料に算入されるため、H28～H30 年度の接続料に影響)。 ②H29 年度以降に算定される接続料について、接続料算定に用いられる自己資本利益率が高いため、報酬額が増加し、接続料原価が大きくなる。結果、接続料水準が高くなる。 ○従って、今後数年は接続料の大幅な上昇が見込まれることになる。

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答																
	<p>(別紙1) 自己資本利益率の上昇想定</p> <p>接続料の算定に用いられる自己資本利益率は、(1) CAPM的手法による自己資本利益率(3年平均)又は(2)主要企業の過去5年間の自己資本利益率のいずれか低い方の値が採用される。概ね(1)の方が低くなる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>CAPM的手法による自己資本利益率 = リスクフリーレート(※1) + β(※2) × ERP(※3)</p> <p>※1: リスクフリーレート: 指定設備全体の平均的な耐用年数(10年超)に着目し、国債10年ものの利回りを採用</p> <p>※2: β=0.6</p> <p>※3: ERP(エクイティリスクプレミアム): 主要企業の自己資本利益率-リスクフリーレート</p> </div> <p>主要企業の自己資本利益率 (平成26年度以降は平成25年度を据え置き)</p> <table border="1"> <caption>主要企業の自己資本利益率 (平成26年度以降は平成25年度を据え置き)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>自己資本利益率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28年度</td> <td>約8.5%</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>約8.0%</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>約7.5%</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>約8.0%</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>約3.8%</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>約3.2%</td> </tr> <tr> <td>H22年度</td> <td>約4.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度接続料 2.65%</p> <p>平成27年度接続料 3.41%</p> <p>平成28年度接続料 約4%強 (想定)</p> <p>平成29年度接続料 約5%強 (想定)</p> <p>平成30年度接続料 約5%強 (想定)</p> <p>このままの景気が続くと...</p> <p>接続料算定に用いる自己資本利益率は上昇</p>	年度	自己資本利益率 (%)	H28年度	約8.5%	H27年度	約8.0%	H26年度	約7.5%	H25年度	約8.0%	H24年度	約3.8%	H23年度	約3.2%	H22年度	約4.0%
年度	自己資本利益率 (%)																
H28年度	約8.5%																
H27年度	約8.0%																
H26年度	約7.5%																
H25年度	約8.0%																
H24年度	約3.8%																
H23年度	約3.2%																
H22年度	約4.0%																

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答		
(別紙2) 報酬額の増加による接続料上昇			
①乖離額の発生		②接続料水準の上昇	
昨年度認可されたH26～H28年度接続料 (単位: 億円)			H29年度以降の接続料 (単位: 億円)
	H26年度	H27年度	H28年度
設備コスト等	999	1,006	1,013
報酬	246	244	242
接続料原価合計	1,244	1,249	1,255
自己資本利益率	2.65%	2.65%	2.65%
原価増加			
実績算定時の自己資本利益率が上昇すると… (単位: 億円)			H29年度
	H26年度	H27年度	H28年度
設備コスト等	999	1,006	1,013
報酬	報酬額増加 392	460	456
接続料原価合計	1,391	1,466	1,469
自己資本利益率	約4%強	約5%強	約5%強
接続料水準上昇			
乖離額が発生 (単位: 億円)			H30年度
	H26年度	H27年度	H28年度
接続料原価の差	147	216	215
接続料水準換算	約350円/回線	約500円/回線	約500円/回線
			約3,100円/回線
			約3,000円/回線
			+
			+
算入される乖離額			約500円/回線
			約500円/回線
適用される接続料			約3,600円/回線
			約3,500円/回線
乖離額も含めて 大幅な接続料上昇			
H28年度 接続料に算入			H29年度 接続料に算入
H28年度 接続料に算入			H30年度 接続料に算入
※シェアアクセス方式の主端末回線の接続料原価 (加入者回線+主配線盤) ※数値はNTT東の場合			

1 総論 (⑥-2 その他 (加入光ファイバに係る接続料の今後の上昇の見込み))

事業者等	追加質問事項・回答
ソフトバンク	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバ接続料は、以下の要因により上昇するものと予想しています。 <ul style="list-style-type: none"> ①需要の伸び悩み NTT 東西殿フレッツ純増数は毎年度減少しているうえ、これまでの取組の効果はなく、接続事業者の利用も進まず。利用芯線数増加率は、H24 年度→H25 年度：8.6%、H25 年度→H26 年度(見込み)：5.4%、H26 年度→H27 年度(見込み)：4.3%と年々減少傾向。(NTT 東殿) ②設備コストの増加 設備コストは毎年 1%程度ずつ上昇の傾向(NTT 東殿) ③報酬 (自己資本利益率の上昇) ・③の自己資本利益率のみをみても、以下の通り、接続料の値上げにつながります。 <ul style="list-style-type: none"> ・接続料に適用される自己資本利益率は、直近 3 年の主要企業の自己資本利益率を基に設定されるため、平成 27 年度以降上昇傾向 ・自己資本利益率の上昇は、前々年度の乖離額調整(追加徴収) を発生させ、平成 29 年度以降は、接続料原価が増加 <NTT 東日本殿 平成 28 年度シェアドアクセス接続料の例> (詳細は次ページ参照) <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本費用：86 億円増加 ②利益対応税：45 億円増加 ③単価：当初申請比+304 円(3,059 円)*前年度比+129 円

事業者等	追加質問事項・回答																																			
	<p style="text-align: center;">(参考) 自己資本利益率上昇の影響試算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #e0f7fa;"> <p><①自己資本費用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初申請:レートベース7,481億×自己資本比率69.9%×自己資本利益率2.65%=約139億円 ・ 補正申請:レートベース7,481億×自己資本比率69.9%×自己資本利益率4.31%=約225億円(+86億円) <p><②利益対応税></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当初申請:(自己資本費用139億+(有利子負債以外の負債の額360億×利子相当率1.18%))×利益対応税率52.98%=約76億円 ・ 補正申請:(自己資本費用225億+(有利子負債以外の負債の額360億×利子相当率1.18%))×利益対応税率52.98%=約121億円(+45億円) <p><③単価への影響></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①と②の補正申請による増分合計:131億円÷3,590千芯線÷12か月=約304円 </div> <p>【CAPM的手法による自己資本利益率】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fff9c4;"></th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度(予測)</th> <th>H27年度(予測)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①主要企業の自己資本利益率※1</td> <td>4.00</td> <td>3.39</td> <td>3.76</td> <td>8.16</td> <td style="color: red;">8.16</td> <td style="color: red;">8.16</td> </tr> <tr> <td>②リスクフリーレート※2</td> <td>1.17</td> <td>1.08</td> <td>0.81</td> <td>0.69</td> <td style="color: red;">0.69</td> <td style="color: red;">0.69</td> </tr> <tr> <td>①-②(マーケットリスクプレミアム)</td> <td>2.83</td> <td>2.31</td> <td>2.95</td> <td>7.47</td> <td style="color: red;">7.47</td> <td style="color: red;">7.47</td> </tr> <tr> <td>自己資本利益率(β=0.6)</td> <td>2.87</td> <td>2.47</td> <td>2.58</td> <td>5.17</td> <td style="color: red;">5.17</td> <td style="color: red;">5.17</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>H26~H27申請時 2.65%</p> <p>H27補正申請時 3.41%</p> <p>H28補正申請(予測) 4.31%</p> <p>H29適用(予測) 5.17%</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 NEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)に掲載されているデータで、全国4証券取引所(マザーズを含まない)に2014年9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値。ただし、FY13は速報値。</p> <p>※2 国債10年ものの利回り</p> </div>		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(予測)	H27年度(予測)	①主要企業の自己資本利益率※1	4.00	3.39	3.76	8.16	8.16	8.16	②リスクフリーレート※2	1.17	1.08	0.81	0.69	0.69	0.69	①-②(マーケットリスクプレミアム)	2.83	2.31	2.95	7.47	7.47	7.47	自己資本利益率(β=0.6)	2.87	2.47	2.58	5.17	5.17	5.17
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度(予測)	H27年度(予測)																														
①主要企業の自己資本利益率※1	4.00	3.39	3.76	8.16	8.16	8.16																														
②リスクフリーレート※2	1.17	1.08	0.81	0.69	0.69	0.69																														
①-②(マーケットリスクプレミアム)	2.83	2.31	2.95	7.47	7.47	7.47																														
自己資本利益率(β=0.6)	2.87	2.47	2.58	5.17	5.17	5.17																														

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
< 2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 >	
① 収容率の向上に対するインセンティブについて	
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 サービス卸ガイドライン脚注 12 には「サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の『適正なコスト』とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする」と示されており、芯線単位接続料を平均収容数実績で除した値を光卸料金の原価算定基礎としていると理解している。 接続料原価の一部又は全部をユーザ単位に変更することは、ユーザ単位で提供される光卸に接続料の算定方法を近似させる工夫と理解することも可能だと思われるが、そのように変更した場合には「モラルハザード的な利用を誘発」し、「非効率な設備構築を助長」し、弊害が大きいと説明されています。しかしながら、接続の形態で新規参入する場合には一定の初期投資が必要であることを考慮するならば、初期設備投資資金を用意できないほどの零細事業者は光卸を選択せざるを得ないのではないかと思います。 御社が指摘されるようなモラルハザードは本当に起き得るのでしょうか。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】 ・芯線単位に発生するコストの一部をユーザ単位の負担に見直すことは、ヒアリング時にも申し上げたとおり、適正なコスト負担を歪め、以下のような様々な弊害が生じることになるため、採るべき選択肢ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ シェアドアクセス方式とシングルスター方式の両方を見直す場合、シングルスター方式と同じ1芯を使用するシェアドアクセス方式にコスト負担が偏り、シェアドアクセス方式の1ユーザ当たりコストが上昇 ➢ シェアドアクセス方式のみ見直す場合、シングルスター方式を利用する事業者は、シェアドアクセス方式で1芯1ユーザで利用した方が負担が少ないため、モラルハザード的な利用を誘発し、NTT東西が非効率な設備構築を強いられることになり、光のトータルコストが上昇し、1ユーザ当たりコストが上昇 ➢ さらに、収容効率の高い事業者が本来収容効率の低い事業者が負担すべきコストまで負担することになり、シェアドアクセス方式を利用する事業者間の接続料負担に係る公平性が確保されず、NTT東西が非効率な設備構築を強いられることになり、光のトータルコストが上昇し、1ユーザ当たりコストが上昇 <p>・仮に、初期設備投資資金を用意できないほどの零細事業者は光卸を選択し、接続の形態で新規参入する事業者は、初期投資を負担可能な多数の顧客基盤を有する事業者に限定されるというのであれば、こうした大規模事業者は、1光配線区画で2以上のユ</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>一ザを獲得することは十分可能であり、初期投資を行う以上は2以上のユーザを獲得すると見込まれることから、適正なコスト負担を歪めるような見直しを行ってまで現行の接続料を見直す必要はないと考えます。</p> <p>・なお、当社が問題視しているのは、適正なコスト負担を歪めるような接続料算定方法に見直すことであって、当社としては、現行の芯線単位の接続料の下で、多数の事業者に参加していただきたいと考えており、引き続き、接続料の低廉化に努めるとともに、接続事業者のご要望にも可能な限りお応えしていくことで、接続事業者がより利用しやすい環境の整備に取り組んでいく考えです。</p>
<p>【対象】 ソフトバンク DSL 事業者 協議会 KDDI ソネット ケイ・オプティコム 日本ケーブル テレビ 連盟</p>	<p>【質問】 NTT東西が芯線単位に発生するコストの一部をユーザ単位の負担に見直すことに伴う弊害として主張する①②③（NTT東西資料13～15頁）について、御社（御協議会、御連盟）はどのように考えるか、改めて伺いたい。</p>
<p>ソフトバンク</p>	<p>【回答】 本ヒアリングにおけるNTT東西殿主張・説明について、以下3つの観点から意見を述べさせていただきます。 なお、NTT東西殿は、一部の極端な事例や非現実的な事例をもとに、費用負担方法の見直しに否定的な意見をされています。FTTH普及促進のため、できない理由を並べるだけでなく、解決策を含め前向きな議論をして頂きたいと考えます。</p> <p>(1) 現在の芯線利用率及び接続事業者の増加に関する誤った説明について (2) コストをユーザー単位の負担に見直した場合の弊害について（本ご質問） (3) コストは芯線単位で発生するとの主張について</p> <p>(1) 現在の芯線利用率及び接続事業者の増加に関する誤った説明について ・NTT東西殿は、現状の芯線利用（未利用率）は適切であり、接続事業者が増加した場合、必ず追加コスト負担を強いられるかのような説明を行っています。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、過去の NTT 東西殿計画とも整合せず、一部の極端な事例のみを取り上げた不適切な内容であり、誤解を与えるものと考えます。 ・下記に、代表的な事例を指摘させていただきます。 <p>①芯線利用率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未利用芯線は現用芯線補充のために用意」としておりますが、総回線数の約 15%程度※を保守用として準備している事実を意図的に説明していません。 ・さらに、弊社実験(参考資料 1)では、ケーブル内の光ファイバの破断は極めて確率が低く、未利用芯線の利用用途の第一に故障切替を取り上げることも不適切と考えます。 ・2004 年には NTT 殿は「2010 年時点で 3,000 万契約」の目標を掲げています。2014 年の時点でも大きく当初の目標を下回る状況で、芯線利用率が適切であるのご主張は不自然と考えます。 <p>※ 2/19 接続政策委員会資料 P. 51 より弊社試算</p> <p>②接続事業者の増加によるコスト追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①のとおり NTT 東西の当初計画を大きく利用者数が下回っている状況の中、コスト追加が必要となるごく例外的な事例(NTT 東西殿プレゼンテーション資料 P. 16~P. 24)を取り上げ、トータルコストが増加するとの主張は不適切と考えます。 ・配線区画統合等のこれまでの取組も、接続事業者の加入光ファイバの利用を促進することを目的としたものであり、仮に NTT 東西殿主張のとおりであれば、従来の施策により接続事業者が増加することも許容できなかったこととなります。新規の接続事業者を受け入れる意思がないと言わざるを得ません。 <p>さらに、質問 1 のご回答の通り、「他事業者が低廉なユーザ料金を設定し市場に参入することは既に十分可能」とのご主張は全く事実に反するものと考えます</p> <p>(2) コストをユーザー単位の負担に見直した場合の弊害について (本ご質問)</p> <p><NTT 東西殿主張①要旨></p> <p>シングルスター方式とシェアドアクセス方式の両方をユーザ単位でのコスト負担に見直す場合、シェアドアクセス方式にコスト負担が偏る</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p><弊社意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングルスター方式は、基地局回線、法人向けサービスや大規模の集合住宅向けに利用されるものであり、回線需要の考え方、保守体制、利用実態等、戸建向けに提供されるシェアドアクセス回線と異なります。従い、弊社の提案は、シェアドアクセス方式の負担方法の見直しのみを意図しています。 <p>(2) コストをユーザー単位の負担に見直した場合の弊害について (本ご質問)</p> <p><NTT 東西殿主張②要旨></p> <p>シェアドアクセス方式のみをユーザ単位でのコスト負担に見直す場合、モラルハザード的利用を誘発</p> <p><弊社意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿の指摘は、実質 1 ユーザー向けにしか利用しない (シングルスター方式) にも関わらず、シェアドアクセス方式として安価に利用するケースを指摘していると認識しましたが、シングルスター方式とシェアドアクセス方式では用途が異なるため、以下のように、NTT 東西殿が想定するような利用は発生しないものと考えます。 <p style="text-align: right; color: red;">記載内容は委員限り</p> <div style="border: 2px dashed red; height: 100px; margin: 10px 0;"></div> <ul style="list-style-type: none"> - 個人向け回線を 1 回線で利用継続する場合 <ul style="list-style-type: none"> OLT/OSU の効率が悪く、事業として成り立たないため、実施する意味がない ・なお、上記の通り、実態として発生はしないものの、不適切な申し込みを排除するという観点に特化すれば、運用ルールや罰則規定により対処することも 1 つの案と考えます <p>(2) コストをユーザー単位の負担に見直した場合の弊害について (本ご質問)</p> <p><NTT 東西殿主張③></p> <p>シェアドアクセス方式を利用する事業者間の接続料負担に係る公平性が確保されない</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p><弊社意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿のご指摘は、コスト負担は芯線単位であるべきとの前提を基に、コスト負担の公平性を指摘されておりますが、費用の発生の態様※等により芯線単位で設定するよりもユーザ単位で設定することがより合理的と判断された場合には、そもそもご指摘の前提が見直されることになると考えます。 ※費用の発生の態様に関する弊社考えについては次頁以降に記載します ・敷設済みの未利用芯線が 45.7% (※保守除く) 存在しているため、新規参入事業者が増えても、コストは増えないまたは増えたとしても限定的と考えます。 ・そのため、弊社ヒアリング資料 (P. 14) でもご説明した通り、サービス競争促進により、一人でも新規ユーザを増やし、未利用の芯線を活用することこそが重要であり、また、全体の需要が増えることで、ユーザあたりの単価の低廉化にもつながると考えます。 ・また、接続事業者も新規参入の際には OLT/OSU の設備投資を行う必要があるため、設備効率を高めようとするインセンティブが働かない、という指摘は当たりません。 <p>(3) コストは芯線単位で発生するとの主張について</p> <p><NTT 東西殿主張 P. 7 要旨></p> <p>未利用芯線は現用芯線補充のために用意しており、ユーザ単位への見直しは不合理</p> <p><弊社意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ケーブルの設備の費用は、利用・未利用、保守に係らず、カバーするエリアのユーザ数 (需要) を満たすケーブル種別、本数、ケーブル長により決定されるものであり、利用・未利用、保守に係らず、費用発生の態様に即したユーザ単位でコスト負担することは合理的なものと考えます。 ・なお、NTT 東西殿のご説明は、以下のとおり不適切なものと考えております。 <p>①未利用回線と保守用回線を未利用回線に一括りにしておりますが、総回線数の約 15%程度を保守用として準備しており、分けて整理する必要があること</p> <p> ※さらに、先述の通り、弊社実験(参考資料)では、ケーブル内の光ファイバの破断は極めて確率が低いため、故障による同一ケーブル内の切り替えはほぼ発生せず、ケーブル一体としての切り替えが多くを占めると考える</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>②未利用芯線数は、敷設済のケーブル全体から現用回線を引いた残り（＝負の相関）であり、現用回線が直接のコストドライバとなっているものではない。ケーブル全体の費用は、上記の通り需要(＝ユーザ数)により決定される</p> <p>③未利用芯線を含めたコスト負担の在り方と、保守・未利用芯線の比率の多寡そのものは別議論。</p> <p>・従い、「未利用芯線が現用芯線の補充のために用意しているため、ユーザ単位に見直すことは不合理」という NTT 主張は適切ではないと考えます。</p> <div data-bbox="358 411 1467 1037" style="text-align: center;"> <p>The diagram illustrates three fiber access methods: Single Star (シングルスター方式), Sheet Access (シートアクセス方式), and Unused Core (未利用芯線). It shows how fiber capacity is managed, with callouts indicating that cable capacity is determined by the sum of active and potential users. Utilization statistics are provided: 40.1% for active users, 45.7% unused, and 14.3% reserved for potential users, totaling 60.0%.</p> </div> <p>①保守回線数として一定比率を用意済み</p> <p>②現用回線が、未利用芯線のコストドライバではない。(総芯線-利用芯線)</p> <p>③コスト負担の在り方と利用率は別議論</p> <p>※ 第23回接続政策委員会、NTT東西殿ヒアリング資料に弊社で一部追記</p> <p>(3) コストは芯線単位で発生するとの主張について</p> <p><NTT 東西殿主張 P. 10 要旨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通経費は芯線単位に発生する直接費に応じて整理すべきであり、ユーザ単位への見直しは不合理 <p><弊社意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先述の通り、光ケーブルの費用発生の様子はユーザ数（芯線数ではない）と考えます。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

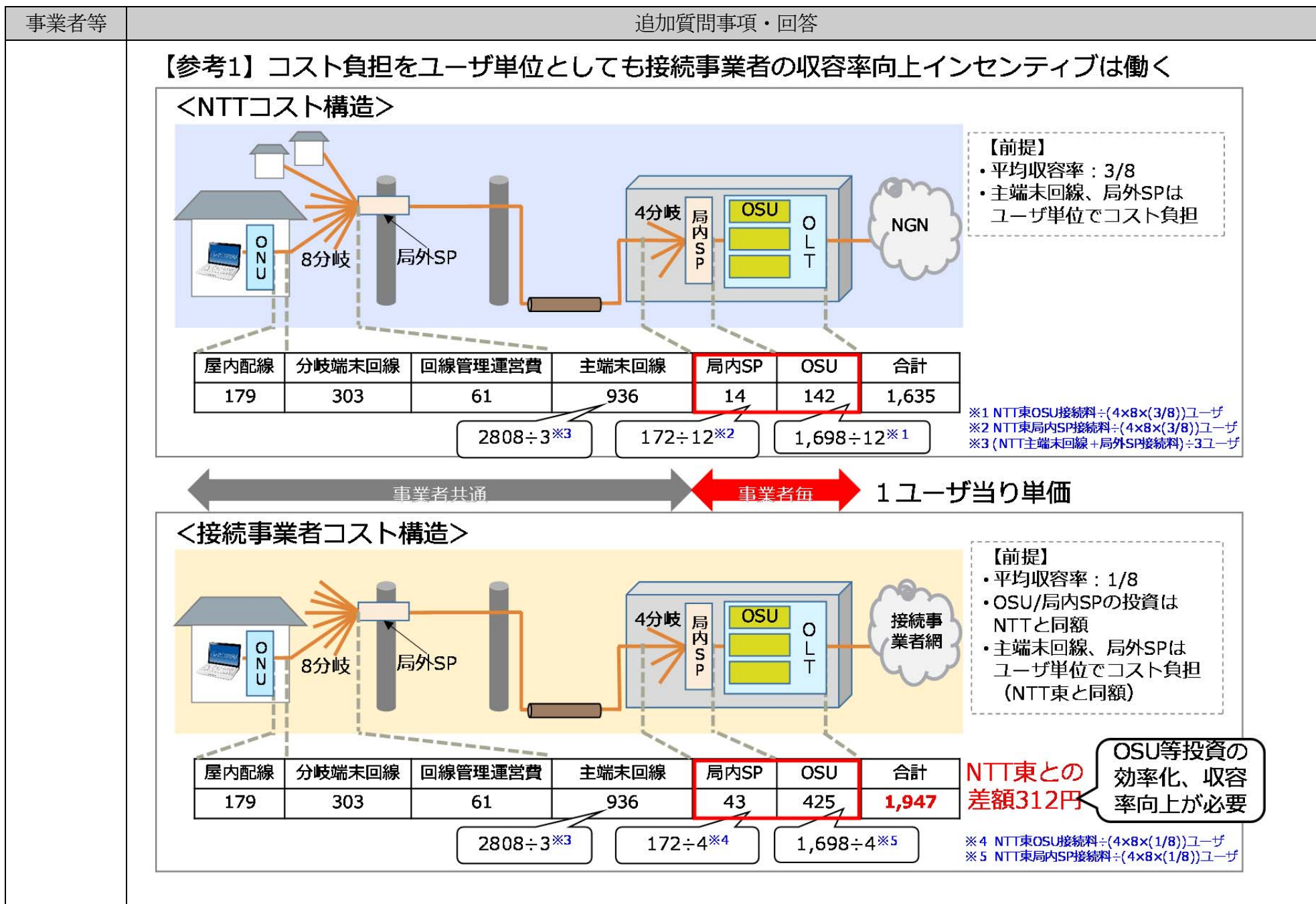
事業者等	追加質問事項・回答									
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、電柱・土木等に係る施設保全費のメタル回線と光ケーブルの費用配賦は、以下の通り、契約者数比で実施されております。 ・この結果として、施設保全費の支出額に応じ配賦される間接費含め、契約者数比や修理稼働時間数比、ケーブル長比で、コスト配賦されております。 ・したがって、「間接費は、芯線単位に発生する直接費に応じて整理、ユーザ単位に見直すことは不合理」という NTT 東西殿ご主張は適切ではないと考えます。 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>メタル回線・光の費用配賦の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設保全費</td> <td>ケーブルに係るもの</td> <td>修理稼働時間数比、ケーブル長比</td> </tr> <tr> <td>電柱・土木等に係るもの</td> <td>契約者数比</td> </tr> </tbody> </table>				メタル回線・光の費用配賦の考え方	施設保全費	ケーブルに係るもの	修理稼働時間数比、ケーブル長比	電柱・土木等に係るもの	契約者数比
		メタル回線・光の費用配賦の考え方								
施設保全費	ケーブルに係るもの	修理稼働時間数比、ケーブル長比								
	電柱・土木等に係るもの	契約者数比								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>費用配賦の考え方(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">間接費</td> <td>共通費</td> <td rowspan="3">施設保全費部門の支出額比</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> </tr> </tbody> </table>				費用配賦の考え方(例)	間接費	共通費	施設保全費部門の支出額比	管理費	試験研究費
		費用配賦の考え方(例)								
間接費	共通費	施設保全費部門の支出額比								
	管理費									
	試験研究費									
	<p>(3) コストは芯線単位で発生するとの主張について</p> <p><NTT 東西殿主張 P. 11 要旨></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱・土木等の共用設備の費用は、ケーブル等の設備量に応じて整理すべきであり、ユーザ単位への見直しは不合理 <p><弊社意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電柱等・土木設備に係る費用については、費用の発生原因及び保全業務の内容がメタル回線と光ファイバ回線とに直接関連するものでない」とされている※ため、ケーブル量に直接連動するという NTT の意見は適切ではありません。 ・契約者数比による費用配賦の見直しは、電柱等・土木設備のメタル回線と光ファイバ回線による利用実態をより適切に反映するもの、として決定されたものです。 ・したがって、利用実態に即した費用配賦とその負担方法を合致させることは、合理的と考えます。 <p>※メタル回線のコストの在り方について報告書(平成 24 年 5 月)より</p>									

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答							
	<table border="1" data-bbox="360 188 1615 373"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="360 188 947 236"></th> <th data-bbox="947 188 1615 236">メタル回線・光ファイバの費用配賦の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 236 658 373">電柱等・土木設備</td> <td data-bbox="658 236 947 373">施設保全費 固定資産税 減価償却費 固定資産除却費</td> <td data-bbox="947 236 1615 373">契約者数比</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="327 411 2089 539">なお、会計研報告書において、「帰属する費用等が適切な配賦基準により帰属したものでないと、接続会計が有する機能が損なわれることとなる。このため、IP化の進展等の環境変化に対応して、配賦基準を適時適切に見直すことは重要な課題」とされています。</p> <p data-bbox="327 555 2089 687">このことから、メタル回線と光ファイバの費用配賦の見直しにおいて、「契約者数比が、利用実態をより適切に反映するものと考えられ、一定の合理性が認められる」とされたことについて、特殊事情として限定すべきでなく、環境変化に応じ、加入光ファイバの費用負担方法の見直しにも、適時適切に反映すべきと考えます。</p> <p data-bbox="383 772 1055 810">(参考) 光ファイバ老朽化検証試験 概要</p> <div data-bbox="405 842 1323 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>25年間使用したケーブルを用いて試験した結果、さらに20年間(通算45年間)使用した場合でも、心線1万kmあたり破断箇所数は累計3箇所に留まることが判明</p> </div> <ul data-bbox="412 999 1317 1437" style="list-style-type: none"> • 試験概要 光ファイバの老朽化検証試験により破断確率の計算式に用いるパラメータを求め、将来の破断確率を計算した。 • 試験に用いたケーブル 1988年にトラフ内に布設し25年間使用後、2013年に切り替えにより撤去したケーブル • 結果(一例) 今回のケーブルをさらに20年間使用した場合に、心線1kmあたりに1箇所の破断が存在する確率は$3.0 \times 10^{-4}/\text{km}$、心線1万kmあたり換算で破断箇所数(累積)は3箇所という計算結果となった。 • 結論 計算結果から、今回の光ケーブルは少なくとも45年間(実績25年間+さらに20年間)は十分使用可能と想定される。 (理由) 心線1万kmあたり破断箇所3箇所であれば、もし心線が破断した場合でも予備心線に切り替えればよく、ケーブルごと取り替える必要はない。 				メタル回線・光ファイバの費用配賦の考え方	電柱等・土木設備	施設保全費 固定資産税 減価償却費 固定資産除却費	契約者数比
		メタル回線・光ファイバの費用配賦の考え方						
電柱等・土木設備	施設保全費 固定資産税 減価償却費 固定資産除却費	契約者数比						

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
DSL 事業者 協議会	<p>【回答】</p> <p>①NTT 東西資料 P13 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェアドアクセス方式とシングルスター方式の両方を見直す案については、シングルスター方式では、法人や集合住宅等への提供を前提としているなど、利用実態がシェアドアクセス方式と大きく異なる等の課題があると考えます。 <p>②NTT 東西資料 P14 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西の指摘は、純粋に NTT 東西の回線部分のみに注目した話でしかありません。実際に接続を行うには、接続事業者自らが OSU の設備投資を行うため、接続事業者にとって収容率を向上させることは共通の必須課題であり、モラルハザード的な利用する接続事業者はいないと考えます。接続事業者の収容率向上インセンティブについて一定の仮定のもとでの試算を【参考 1】に示します。 <p>③NTT 東西資料 P15 について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ単位に見直した接続料は、ユーザ単位で負担することが合理的と認められたものであるため、負担の公平性が確保されないという指摘は適切でないと考えます。 ・ユーザ単位で同等の競争が可能になることから、むしろ競争の公平性が確保されるものと考えます。 ・また上記②にて記載の通り、収容率向上は事業者にとって必須課題であり、収容率向上の努力を行わないことはあり得ません。 <p>なお、NTT 東西は①②③だけでなく、全般的に利用者を増やすことのメリットを考慮していないものと考えます。協議会として考えるメリットを【参考 2】に示します。</p>



2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答																																								
<p>【参考2】 新規参入促進および利用者増によるメリット</p>																																									
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>試算の前提 (共通) 接続料原価 = 2,500億円 総芯線数 = 900万芯線 (利用・保守・未利用前提)</p> </div>																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">A社</th> <th style="width: 15%;">B社</th> <th colspan="3" style="width: 15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (万)</td> <td>1,200</td> <td>100</td> <td colspan="3">1,300</td> </tr> <tr> <td>利用芯線数 (万) ※利用率50%</td> <td>400</td> <td>50</td> <td colspan="3">450</td> </tr> <tr> <td>収容数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>利用芯線数に応じたコスト負担 (芯線単位接続料)</td> <td>2,222</td> <td>278</td> <td colspan="3">2,500</td> </tr> </tbody> </table>								A社	B社	計			利用者数 (万)	1,200	100	1,300			利用芯線数 (万) ※利用率50%	400	50	450			収容数	3	2				利用芯線数に応じたコスト負担 (芯線単位接続料)	2,222	278	2,500							
	A社	B社	計																																						
利用者数 (万)	1,200	100	1,300																																						
利用芯線数 (万) ※利用率50%	400	50	450																																						
収容数	3	2																																							
利用芯線数に応じたコスト負担 (芯線単位接続料)	2,222	278	2,500																																						
<p>新規事業者参入を促進することにより、利用者数120万・利用芯線数90万が増加した場合</p>																																									
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p>未利用回線を使用するため、追加コストは発生しない C社、D社、E社の3社が新規参入 新規参入事業者は、自社ADSLユーザのFTTH移行等、新規需要を拡大</p> </div>																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">A社</th> <th style="width: 15%;">B社</th> <th style="width: 10%;">C社</th> <th style="width: 10%;">D社</th> <th style="width: 10%;">E社</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数 (万)</td> <td>1,200</td> <td>100</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>1,420</td> </tr> <tr> <td>利用芯線数 (万) ※利用率60%</td> <td>400</td> <td>50</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>収容数</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者数に応じたコスト負担 (利用者単位接続料)</td> <td>2,113</td> <td>176</td> <td>106</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>								A社	B社	C社	D社	E社	計	利用者数 (万)	1,200	100	60	30	30	1,420	利用芯線数 (万) ※利用率60%	400	50	30	30	30	540	収容数	3	2	2	1	1		利用者数に応じたコスト負担 (利用者単位接続料)	2,113	176	106	53	53	2,500
	A社	B社	C社	D社	E社	計																																			
利用者数 (万)	1,200	100	60	30	30	1,420																																			
利用芯線数 (万) ※利用率60%	400	50	30	30	30	540																																			
収容数	3	2	2	1	1																																				
利用者数に応じたコスト負担 (利用者単位接続料)	2,113	176	106	53	53	2,500																																			
<p>未利用回線を活用し、利用者が増加することで、 利用者あたりのコスト、各事業者の負担コストも相対的に減少</p>																																									

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
KDDI	<p>【回答】</p> <p><弊害①>シングルスター方式と同じ一芯を使用するシェアドアクセス方式にコスト負担が偏る</p> <p>○NTT 東西殿の前提とおりに費用負担を見直した場合は、シェアドアクセス方式の負担が増加し、シングルスター方式との接続料負担の公平性が担保されないと考えるが、シングルスター方式とシェアドアクセス方式を完全に一体化してユーザ単位に見直す前提自体が、極端な前提だと考える。</p> <p><弊害②>モラルハザード的な利用を誘発</p> <p>○接続事業者が、シェアドアクセス方式でシングルスター方式のような利用をするためには、光配線区画を特定しながら、1 主端末回線に1 ユーザしか収容されないように、接続事業者側で適切に運用を制限していくことが必要であると考えます。</p> <p>○実運用ベースで考えた場合、このような運用を行ってまでシングルスター方式のような利用をするという前提が、やや非現実的なように思われる。</p> <p><弊害③>シェアドアクセス方式を利用する事業者間の接続料負担に係る公平性が確保されない</p> <p>○収容率向上に対する一定のインセンティブを設定することで、本問題は回避可能だと考える。</p> <p>○なお、次項の当社の回答のように、主端末回線の費用のうち、ユーザ単位で負担することがより合理的であると考えられる費用については、接続料負担の公平性の観点から、ユーザ単位で費用負担することが必要だと考える。</p>
ソフト	<p>【回答】</p> <p>弊社プレゼンテーションで述べた通り、局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数（利用者数）が向上しない現状において、接続料金の上昇の影響により利用者あたりのコストも上昇することが想定され、ユーザ料金の値上げを招きかねない状況となっております。</p> <p>利用者あたりの平均負担額を下げユーザの利便性を向上させるためには、収容率を向上させる環境の整備が最も重要であり、また収容率が向上することにより設備効率を高めるインセンティブが働き、結果、効率的な設備運用が可能になると考えられます。</p> <p>公平性が確保された競争環境を整備する観点から、コスト負担の見直しの実施については、このような状況を踏まえ、設備の利用効率を最大限に向上させるような検討が必要であると考えます。</p>
ケイ・オプティコム	<p>【回答】</p> <p>NTT 東西殿の意見に賛同します。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (① 収容率の向上に対するインセンティブについて)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>公正競争環境を維持・確保するためには、接続事業者は、サービス提供するために利用する設備の量に応じて、そのコストを公平に負担すべきと考えます。</p> <p>サービス原価を構成する費用は、サービス提供に必要となる設備が構築される毎にその量に応じて発生するものであって、サービス提供に必要となる設備の量が必ずしもユーザ数に比例するものではありません。</p> <p>さらに、サービス提供するために最低限必要となる設備の量は、ユーザー数の多寡によって変化するものでなく、必要となる設備コストも同様です。</p> <p>特に、主端末回線は、必要芯線数とユーザ数の関係が線形（リニア）に比例するものではないことから、ユーザ単位の負担に見直すことは負担の公平性を損なうものであり、特定の事業者を利することにつながり、不健全な競争を助長するものと考えます。</p>
日本ケーブルテレビ連盟	<p>【回答】</p> <p>設備構築事業者として、NTT の主張には合理性があると考えます。</p> <p>今後も設備競争とサービス競争の両輪で競争が進展し、もってユーザベネフィットにつながる施策をご支援いただきたいと思いますと考えます。</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
② 接続料原価を構成する個別費用について	
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 事務局提出資料（資料1）では、「利用芯線」以外に、「保守用芯線等」と「未利用芯線」があるとのことだが、御社のプレゼンでは、未利用芯線は「故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応」等とある。これは、「保守用芯線等」に含まれるものなのか。いずれにしても、利用されていない芯線として、どのようなものがどのくらいあるのか、できるだけ事務局提出資料とも整合するように教えて頂きたい。例えば、光ケーブルの中には故障して使われなくなった芯線なども存在すると思うが、どこにどれだけ含まれているものなのか伺いたい。利用芯線以外のものを保守用とそれ以外に分けないと御社の主張の合理性が判断できない。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局提出資料（資料1、P. 5）に沿った「保守用芯線等」の内訳は下記のとおりです。当社プレゼン資料P. 7でお示ししている「故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応」や「新たな芯線の需要の発生の都度、未利用芯線を充当して即応」のために用意する芯線は、「保守用芯線等」にあたりますが、資料上では未利用芯線として記しております。 なお、未利用芯線の中には、過去利用していたものの、移転や廃止等により現在は利用されていない芯線も含まれますが、その数は把握していません。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p style="text-align: right; color: red;">本表は委員限り</p>
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 御社のプレゼン資料7頁にあるように、「未利用芯線は①故障発生時対応のため、②新規需要対応のため、常に必要のもの」で「使</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>用芯線数に関連する」ということが御社の主張と理解した。御社によれば、「未利用芯線数の適正規模は、ケーブル種別毎に理論上、効率的な芯線利用率が試算できると」とされ、地下ケーブルの種別毎の存在比率を用いて、理論上、効率的な芯線使用率を試算すると、70.2%になると示されている。この点について、2点伺いたい。</p> <p>① 「使用芯線数がケーブル種別の規格を1芯でも超えれば新たなケーブルが必要となり、全てのケーブルが100%完全に利用されることがないことを踏まえれば、」ここまでは理解できる。後半「理論上効率的な芯線使用数はその中間値と見ることが適切」の部分、詳細に説明して頂きたい。「その」が何を意味するのかをまずは確認したい。また、「ケーブル種別毎の理論上の効率的な芯線使用率」と「ケーブル種別毎の総芯線使用率」のそれぞれの定義と、そこから「70.2%」、「54.3%」をそれぞれ導く計算式(多分加重平均でしょうか)を示して頂きたい。</p> <p>② 8頁の下図が、理論値と実際値を比較したものであるとすると、理論の頑強性を見るため、以下のデータを示して頂きたい。</p> <p>i 現在のケーブル種別毎に、理論上の効率的な使用芯線数と未利用芯線数(この割合で効率的芯線使用率を計算可)、及び実際の使用芯線数と未利用芯線数(この割合で実際の芯線使用率計算可)(これがおおよそ8頁のデータでしょうか。割合だけになっているようですが。)</p> <p>ii 上記データの東西別数値</p> <p>iii 上記東西別数値の過去5年分</p> <p>iv 上記iiの都道府県別データ(2014年度):全都道府県のデータの提出が困難であれば、東京、岩手(東北1県)、石川県(北陸1県)、愛知、大阪、兵庫、高知県(四国1県)、鹿児島(九州1県)の数値</p>
NTT 東西	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その中間値」とは、資料中の「使用芯線数レンジ」の中間値を指しています。例えば、1,000芯ケーブルの理論上の使用芯線数について言えば、使用芯線数レンジの下限と上限の中間値が理論上の効率的な使用芯線数と考え、700.5芯((401芯+1,000芯)÷2)を1,000芯ケーブルの理論上の使用芯線数としています。 ・「ケーブル種別毎の理論上の効率的な芯線使用率」とは、ケーブル種別毎に、上記の理論上の使用芯線数を分子として芯線使用率を算定したものです。(1,000芯ケーブルの場合、700.5芯÷1,000芯=70.1%) ・「ケーブル種別毎の総芯線数存在比率」とは、2014年8月時点のケーブル種別毎の総芯線数(局出し芯線数)の構成比の実績であり、下表の⑥の構成比にあたります。 ・「ケーブル種別毎の理論上の効率的な芯線使用率」に「ケーブル種別毎の総芯線数の存在比率」を乗じて加重平均した値が、現在敷設している全ケーブルを基にした理論上の効率的な芯線使用率と考え、70.2%(西:70.1%)を算出しています。 ・また、資料上の「54.3%」は2014年3月末の局出しの芯線使用率実績になります。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p style="text-align: right; color: red;">本表は委員限り</p> <div style="border: 2px dashed red; height: 400px; width: 100%;"></div> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年8月（西日本：2014年10月）のケーブル種別毎／都道府県毎の理論上の効率的な使用芯線数と未利用芯線数については【別紙④】のとおりです。 ・上記のケーブル種別毎の総芯線数存在比率は、ケーブル種別毎の条数を特別調査により把握して算出しているものです。そのため、過去5年分といった時系列のデータは把握していません。また、調査稼働の観点から条数のみ調査したため、ケーブル種別毎の実際の使用芯線数と未利用芯線数についても、把握していません。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p data-bbox="1787 890 2002 922">本表は委員限り</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p data-bbox="1803 1329 2007 1362">本表は委員限り</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p data-bbox="1765 1337 1973 1369">本表は委員限り</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 KDDI が接続料の算定方法の在り方の見直しと併せて、「接続料の急激な反動の抑制措置」や「光ファイバケーブルの耐用年数の見直し」を提案しているが、こうした提案について、どのように考えるか。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年度の接続料の上昇要因は、主要企業の自己資本利益率の上昇に伴い自己資本費用が増加したことによるものです。当社は、設備投資に対するリターンを定めた接続料規則第12条に基づき適正に自己資本費用を算定しており、設備を借りる接続事業者にご負担していただく必要があります。 ・その結果、2015年度のシェアドアクセス方式の主端末回線の接続料は前年に比べて+122円（西：+100円）上昇していますが、自己資本費用の増加の影響を除く設備管理運営費ベースでの1芯あたりコストは一貫して低廉化しており、2014年度までの4年間で約▲30%（西：▲35%）引き下げてきたことを踏まえれば、こうした接続料の上昇は一時的なものと考えています。したがって、一時的に接続料が若干上昇したとしても、「乖離額の複数年負担」等といった措置を講じる必要はないと考えます。 ・耐用年数は、企業会計上、適切な期間損益を把握するために、個々の設備の使用実態に応じて設定しているものであり、接続料の値上げを回避するために見直すような性質のものではありません。 <p>現在の光ファイバケーブルの耐用年数については、2008年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等がないことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、「長期増分費用モデル研究会」報告書において示された経済的耐用年数は、長期増分費用モデルに用いることを前提としたものですが、当該値はあくまでも推計値であり、また、選択する関数など、前提の置き方によって結果に幅が生じるものである一方、財務会計ベースの耐用年数の見直しは、企業会計の考え方に従い、使用実態等を踏まえて慎重に実施するものであることから、長期増分費用モデルにおける経済的耐用年数の見直しがあったからといって、当社としては現時点、光ファイバケーブルの耐用年数を見直す考えはありません。</p>
<p>【対象】 NTT 東西 Kai Opticom</p>	<p>【質問】 未利用芯線の割合が大きいことが問題となっているが、そもそも減価償却費・工事費が芯線数にどの程度依存するものなのか、資料を示して頂きたい（ケーブル単価・工事費におけるコストドライバとしての芯線数、条数、人件費の割合を示して頂きたい）。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバケーブルの減価償却費は、光ファイバケーブルの物品費と敷設に係る工事費の合計を固定資産取得価額とし、経済的耐用年数に基づき、算定しています。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷設に係る工事費は、個々の状況によって異なりますが、一定の前提を置いた場合の物品費や工事費の金額は下表の通りです。 ・下表から明らかなように、ケーブル種別毎に芯線あたりの単価を見ると、明らかに太束のケーブルのほうが安価となっており、例えば、400芯を超える需要が見込まれる場合には、400芯以下のケーブルを2条敷設するよりも、1,000芯ケーブルを1条敷設したほうが安価となっています。 ・また、未利用芯線を減らすことを目的に、細束のケーブルを複数条敷設する方針で設備構築を行い、管路が不足するようなケースが発生するようなことになれば、さらにケーブル投資の約40倍以上もする巨額の管路敷設に係る投資が必要となります。 ・このように、接続料の低廉化にあたって重要なことは、いかに低廉にケーブル構築を行うかであって、その結果生じる未利用芯線の割合の多寡ではないと考えます。 <p style="text-align: right; color: red;">本表は委員限り</p> <div style="border: 2px dashed red; height: 400px; width: 100%;"></div>
ケイ・オプティコム	<p>【回答】 (後日回答)</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 御社は、資料 10 頁において、「間接費である共通経費についても直接費に応じて整理する現行の考え方が適切」としているが、この点について、設備管理運営費（勘定科目ごと。施設保全費、減価償却費、固定資産除却費、租税公課については事務局提出資料（資料 1） 3 頁の内訳項目ごと。）の発生の態様をどのように考えているか。また、設備管理運営費（同上）の推移（平成 21 年度実績値～平成 25 年度実績値）についても数字を示してほしい。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費目毎の費用の発生態様から見た適切なコストドライバに関する考えは【別紙⑤】のとおりであり、全ての費目においてユーザ単位に見直すものではありません。 ・また、設備管理運営費の推移については【別紙⑥】のとおりです。なお、事務局提出資料の 3 ページでは、シングルスター方式の主端末回線区間及びシェアドアクセス方式の主端末回線区間の費用合計（2014 年度予測値）が記載されていますが、実績として把握しているのは、シングルスター方式の全区間（引込線区間を含む）とシェアドアクセス方式の主端末回線区間と 1 本目の分岐端末回線の費用合計であるため、【別紙⑥】には当該費用を記載しています。 ・なお、2009 年度実績値については、事務局提出資料の内訳項目単位で費用を整理していないことから、提示することは困難です。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等		追加質問事項・回答		
別紙⑤		加入光ファイバに係る費用の発生態様(1/2)		
費用区分		概要	費用の発生態様と適切な費用把握方法	
施設保全費	故障修理	光ケーブルにおける、不良芯線等の故障箇所の修理、地上高不足等の不良箇所の調査・補修等に関する業務に係る費用	不良芯線等の故障箇所の修理であれば芯線毎、地上高不足等のケーブル全体の不良箇所の調査・補修等であればケーブル毎に発生する費用であり、芯線数量、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。	
	工事施工	設計:光ケーブルの移転工事に係る設計や発注・工事調整業務に係る費用 施工:同設備の工事施工や進捗管理、完成工事の検収作業等の業務に係る費用	設計業務はケーブル毎に発生する費用であり、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。 施工業務はケーブル毎/芯線毎に発生する費用であり、芯線数量に応じた費用把握とすることが適切。	
	電柱	ケーブル類を支持する電柱・鉄塔等の故障修理や工事の設計・施工に関する業務に係る費用	電柱は架空ケーブルを支持するための設備であり、その費用はケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。	
	土木	管路、ケーブル敷設・撤去・保守作業用に人が立ち入ると道、その出入口として設置するマンホール等の補修、点検等に関する業務に係る費用	土木設備は地下ケーブルを収容するための設備であり、その費用はケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。	
	線路共通	電力会社へ支払う電柱共架料、地権者へ支払う電柱の敷地補償料及びそれらに付随する電力会社への共架申請対応、地権者への敷地使用承諾処理等の管理業務に係る費用	電柱の設備量に応じて発生する費用であり、電柱は架空ケーブルを支持するための設備であり、その費用はケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。	
	故障受付	光ケーブルにおける、不良芯線等の故障申告、地上高不足等の不良箇所の申告を受け付ける業務に係る費用	不良芯線等の故障箇所の申告であれば芯線毎、地上高不足等のケーブル全体の不良箇所の申告であればケーブル毎に発生する費用であり、芯線数量、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。	
	上記以外	電気料等、上記以外に電気通信設備の保全のために直接必要な費用	上記の施設保全業務の業務量に応じて発生する費用であり、上記施設保全業務が芯線数量、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切である以上、同様の整理とすることが適切。	
共通費	建物の維持管理に係る費用及び支店等における総務や経理等に係る費用		上記の施設保全業務に対する間接費に相当する費用であり、上記施設保全業務が芯線数量、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切である以上、同様の整理とすることが適切。	
管理費	本社等における事業企画業務等に係る費用			
試験研究費	研究開発部門において必要な費用			

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等		追加質問事項・回答		
別紙⑤		加入光ファイバに係る費用の発生態様(2/2)		
費用区分		概要	費用の発生態様と適切な費用把握方法	
減価償却費	ケーブル	それぞれの有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費	それぞれの設備量に応じて発生するものであり、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。 (電柱、土木、上記以外についても施設保全費と同様の整理により、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切)	
	電柱			
	土木			
	上記以外			
固定資産除却費	ケーブル	それぞれの固定資産の除却損及び撤去費用(毎事業年度経常的に発生するもの)	それぞれの設備量に応じて発生するものであり、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。 (電柱、土木、上記以外についても施設保全費と同様の整理により、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切)	
	電柱			
	土木			
	上記以外			
通信設備使用料		他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用	光ファイバケーブルの設備量に応じて発生する、他事業者より借り受けている光ファイバケーブル保守に係る設備費用であることから、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切	
租税公課	ケーブル	それぞれの固定資産税、事業所税等の租税(法人税、住民税及び事業税を除く。)及び道路占用料等の公課	それぞれの設備量に応じて発生するものであり、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切。 (電柱、土木、上記以外についても施設保全費と同様の整理により、ケーブルの設備量(=芯線数量)に応じた費用把握とすることが適切)	
	電柱			
	土木			
	上記以外			

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p data-bbox="1861 252 2069 288">本表は委員限り</p>

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 御社プレゼン資料 16 頁には、多数の事業者が参入した場合の諸課題が示されているが、これは、現行の芯線単位の接続料のまま接続料が下がった場合にも発生する課題であり、算定方法を見直した場合に特有の課題ではないように思えるがいかがか。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社が問題視しているのは、適正なコスト負担を歪めるような接続料算定方法に見直すことであって、当社としては、現行の芯線単位の接続料の下で、多数の事業者に参入していただきたいと考えており、引き続き、接続料の低廉化に努めるとともに、接続事業者のご要望にも可能な限りお応えしていくことで、接続事業者がより利用しやすい環境の整備に取り組んでいく考えです。 ・その結果、設備増設が必要となったとしても、現行の芯線単位の接続料であれば、その仕組み上、接続事業者はより多くのユーザを獲得するインセンティブを有しているため、こうしたインセンティブが働かないユーザ単位の接続料を設定した場合と比べて、1 ユーザ当たりのコストは遥かに低廉になると考えます。言い換えれば、多くのユーザを獲得するインセンティブが働かないユーザ単位の接続料を設定した場合には、ユーザ数の拡大に応じてほぼ同数の芯線や所外スプリッタが必要になる等、非効率な設備構築を強いられることになり、光のトータルコストの上昇、更には1 ユーザ当たりのコストの上昇を招くとともに、こうした非効率性に起因して高くなった接続料を効率的に設備を利用している事業者までが負担させられることになり、問題が大きく採るべき選択肢ではないと考えます。
<p>【対象】 ソフトバンク DSL 事業者 協議会</p>	<p>【質問】 接続料が極端に安くなると、設備投資のリスクを負って自ら設備を設置した事業者との間に不公平が生じ、競争環境を歪めるといふ意見もあるが、この点について、どのように考えるか改めて伺いたい。</p>
<p>ソフトバンク</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料原価を構成する個別費用を分析し、費用発生の態様に即したより合理的な費用負担方法に見直すことは、一部の事業者が主張されるような「本来、主端末回線に配賦されるべきコストを他に配賦」や「未利用芯線コストを接続料に算入しない等のしくみを導入」というものではなく、接続料が極端に安くなるとの指摘は当たりません。 ・見直しの結果、仮に現在の芯線単位コスト全てをユーザ単位の負担となった場合も、「接続によるサービス提供事業者」の主端末回線に係るユーザあたりコストが、NTT 東西殿設備を利用する事業者全体の平均値になるのみであり、設備事業者と、NTT 東西殿や「接続によるサービス提供事業者」との間の競争に不公平が生じるものではありません。 ・また、「接続によるサービス提供事業者」は、OLT/OSU の設備投資を行う必要があり、設備投資のリスクを負わずに新規参入する

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>わけではなく、競争環境を歪めるものではないと考えます。</p>
DSL 事業者協議会	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料の算定方法の見直しは、費用負担の方法等をより合理的なものに見直すものであるため、接続料が極端に安くなる、または競争環境を歪めるというものではないと考えます。 ・なお、DSL 事業者協議会では OSU 専用方式を前提としており、局舎設備 (OLT/OSU) や端末設備 (ONU) は、自社負担となります。加えて、NTT 東西接続料についても、加入光ファイバ接続料以外にも、分岐端末回線、屋内配線、回線管理運営費、工事費、コロケーション費用など、NTT 東西と同等の費用負担を負うものです。 ・接続料の算定方法の見直しは、現在未利用のファイバをより使いやすく、費用負担の方法等をより合理的なものに見直すものであるため、接続料が極端に安くなる、または競争環境を歪めるというものではないと考えます。 ・サービス競争が期待できる「接続」による競争を促進するため、接続料の算定方法の見直しは必要と考えます。
【対象】 KDDI	<p>【質問】</p> <p>御社のプレゼン資料 11～13 頁に、接続料の上昇抑止策として、接続料原価の算定方式の抜本的な見直しが提案されているが、「より合理的な個別費用の扱い」、「接続料の急激な変動の抑制措置」、「光ケーブルの耐用年数の見直し」に関して、更に具体的な見直しの提案があれば伺いたい。</p>
KDDI	<p>【回答】</p> <p><より合理的な個別費用の扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○未利用芯線の費用について、費用の発生態様を踏まえ、全てを芯線単位で負担するという考え方ではなく、一部についてユーザ単位での負担に見直した方がより合理的な費用負担になるのではないかと考える (別紙 3 参照)。 ○電柱・土木設備の費用について、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」を踏まえ、メタルと光の配賦基準が「ケーブル長比」から「契約者数比」に見直された状況においては、光の中の費用配賦についても「契約者数比」に見直した方が接続料負担の公平性が確保されるのではないかと考える (別紙 4 参照)。 <p><接続料の急激な変動の抑制措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後発生することが想定される多額の乖離額について、複数年で負担して平準化を図ることにより、単年度接続料への影響を緩和することが必要。具体的な措置イメージについては、別紙 5 参照。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p><光ファイバケーブルの耐用年数見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ○光ファイバケーブルの耐用年数については、平成 20 年度に 10 年から架空 15 年、地下 21 年、海底 13 年に見直された以降、見直しが行われていない。 ○「長期増分費用モデル研究会」において再推計された光ファイバの「経済的耐用年数」(架空 17.6 年、地下 23.7 年)は、現行の「経済的耐用年数」を推計した関数と同様の関数を用いて行われたものであるため、光ファイバケーブルの耐用年数として、当該「経済的耐用年数」を用いる。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答																														
	(別紙3) 未利用芯線の費用負担の見直しについて①																														
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;"> 「保守用芯線等」に故障時に芯線充当する 芯線が含まれている場合 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;"> 「未利用芯線」に故障時に芯線充当する 芯線が含まれている場合 </div>																														
<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">シングルスター方式で 利用している芯線</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">シェアアクセス方式で 利用している芯線</td> </tr> </table>	シングルスター方式で 利用している芯線	シェアアクセス方式で 利用している芯線	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">シングルスター方式で 利用している芯線</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">シェアアクセス方式で 利用している芯線</td> </tr> </table>	シングルスター方式で 利用している芯線	シェアアクセス方式で 利用している芯線	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">保守用芯線等</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">保守対応用</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">① シングルスター方式に 充当すると見做す 未利用芯線</td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">② シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線</td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">③ シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線</td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">① シングルスター方式に 充当すると見做す 未利用芯線</td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">② シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">シングルスター方式で利用している芯線数と シェアアクセス方式で利用している芯線数の比率</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">シングルスター方式で利用している芯線数と シェアアクセス方式で利用している芯線数の比率</td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">③ シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">保守対応用</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">保守対応用</td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">需要対応用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">需要対応用</td> <td colspan="2" style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">需要対応用</td> <td style="border: 1px solid black; background-color: #c8e6c9; padding: 5px;">保守対応用</td> </tr> </table>		保守用芯線等		保守対応用		① シングルスター方式に 充当すると見做す 未利用芯線	② シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線	③ シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線	① シングルスター方式に 充当すると見做す 未利用芯線	② シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線	シングルスター方式で利用している芯線数と シェアアクセス方式で利用している芯線数の比率		シングルスター方式で利用している芯線数と シェアアクセス方式で利用している芯線数の比率		③ シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線	保守対応用		保守対応用		需要対応用	需要対応用		需要対応用		保守対応用
シングルスター方式で 利用している芯線	シェアアクセス方式で 利用している芯線																														
シングルスター方式で 利用している芯線	シェアアクセス方式で 利用している芯線																														
	保守用芯線等		保守対応用																												
① シングルスター方式に 充当すると見做す 未利用芯線	② シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線	③ シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線	① シングルスター方式に 充当すると見做す 未利用芯線	② シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線																											
シングルスター方式で利用している芯線数と シェアアクセス方式で利用している芯線数の比率		シングルスター方式で利用している芯線数と シェアアクセス方式で利用している芯線数の比率		③ シェアアクセス方式に 充当すると見做す 未利用芯線																											
保守対応用		保守対応用		需要対応用																											
需要対応用		需要対応用		保守対応用																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #00a0e3; color: white;"> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 60%;">費用負担の考え方</th> <th style="width: 20%;">費用負担方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①シングルスター方式の 未利用芯線</td> <td>シングルスター方式は、芯線単位で利用申請を実施。従って、芯線の利用用途や収容 ユーザ数等を問わず、全て芯線単位で芯線利用が発生していると考えられる。</td> <td style="text-align: center;">芯線単位 (従来通り)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②シェアアクセス方式の 需要対応用の未利用芯線</td> <td>シェアアクセス方式は、分岐(ユーザ)単位で利用申請を実施するため、利用する側が 芯線を利用するかどうかは選択できない。需要(ユーザ数)に応じて、新たな芯線が充 当されていくため(次頁参照)、ユーザ起因で芯線利用が発生していると考えられる。</td> <td style="text-align: center;">ユーザ単位 (見直し)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③シェアアクセス方式の 保守対応用(の未利用芯線)</td> <td>芯線の故障については、収容されるユーザ数に関係なく発生し、故障時に芯線単位で充 当されるため、全て芯線単位で芯線利用が発生していると考えられる。</td> <td style="text-align: center;">芯線単位 (従来通り)</td> </tr> </tbody> </table>		費用負担の考え方	費用負担方法	①シングルスター方式の 未利用芯線	シングルスター方式は、 芯線単位で利用申請を実施 。従って、芯線の利用用途や収容 ユーザ数等を問わず、全て芯線単位で芯線利用が発生していると考えられる。	芯線単位 (従来通り)	②シェアアクセス方式の 需要対応用の未利用芯線	シェアアクセス方式は、 分岐(ユーザ)単位で利用申請を実施 するため、利用する側が 芯線を利用するかどうかは選択できない。 需要(ユーザ数)に応じて、新たな芯線が充 当されていくため(次頁参照) 、ユーザ起因で芯線利用が発生していると考えられる。	ユーザ単位 (見直し)	③シェアアクセス方式の 保守対応用(の未利用芯線)	芯線の故障については、収容されるユーザ数に関係なく発生し、故障時に芯線単位で充 当されるため、全て芯線単位で芯線利用が発生していると考えられる。	芯線単位 (従来通り)																			
	費用負担の考え方	費用負担方法																													
①シングルスター方式の 未利用芯線	シングルスター方式は、 芯線単位で利用申請を実施 。従って、芯線の利用用途や収容 ユーザ数等を問わず、全て芯線単位で芯線利用が発生していると考えられる。	芯線単位 (従来通り)																													
②シェアアクセス方式の 需要対応用の未利用芯線	シェアアクセス方式は、 分岐(ユーザ)単位で利用申請を実施 するため、利用する側が 芯線を利用するかどうかは選択できない。 需要(ユーザ数)に応じて、新たな芯線が充 当されていくため(次頁参照) 、ユーザ起因で芯線利用が発生していると考えられる。	ユーザ単位 (見直し)																													
③シェアアクセス方式の 保守対応用(の未利用芯線)	芯線の故障については、収容されるユーザ数に関係なく発生し、故障時に芯線単位で充 当されるため、全て芯線単位で芯線利用が発生していると考えられる。	芯線単位 (従来通り)																													

事業者等

追加質問事項・回答

(別紙3) 未利用芯線の費用負担の見直しについて②

加入光ファイバ接続料算定時の需要予測の考え方

(参考) H26年4月9日付けで認可された平成26年度～平成28年度接続料算定の申請概要より

①フレッツ光

フレッツ光の契約数について、NTT東日本、NTT西日本ともに平成25年度事業計画と同数の毎年度50万契約の純増と予測している。

フレッツ光・ファミリータイプ(シェアアクセス方式に相当)については、8ユーザまでごとに1芯を使用するものとし、各年度末の予測契約数に対し必要な光ファイバ芯線数を算出している。

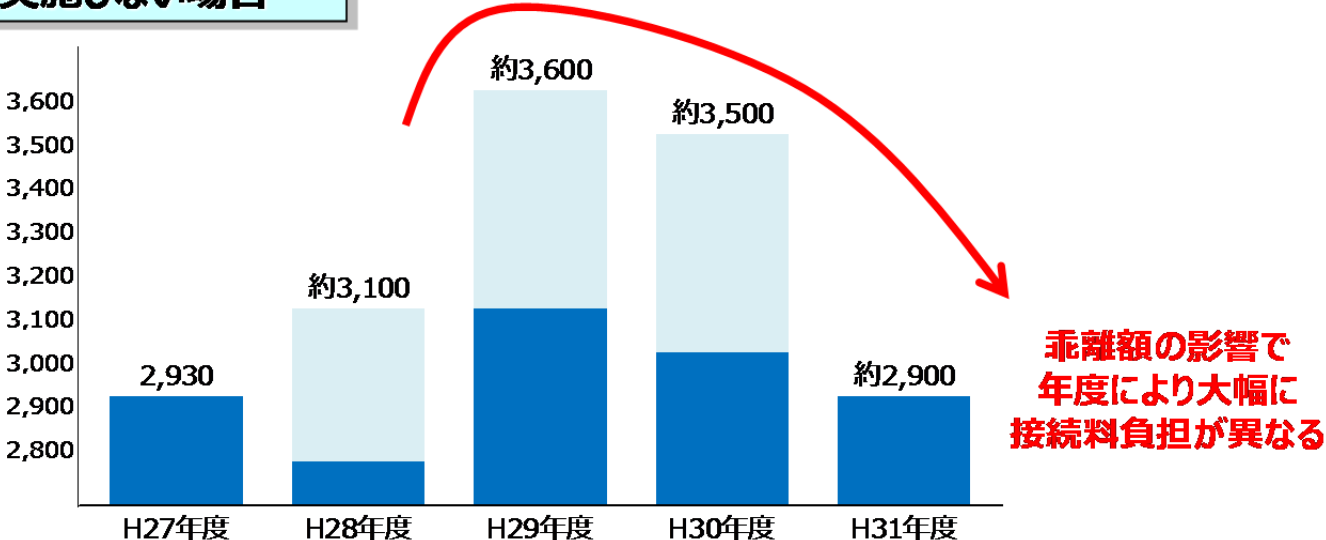
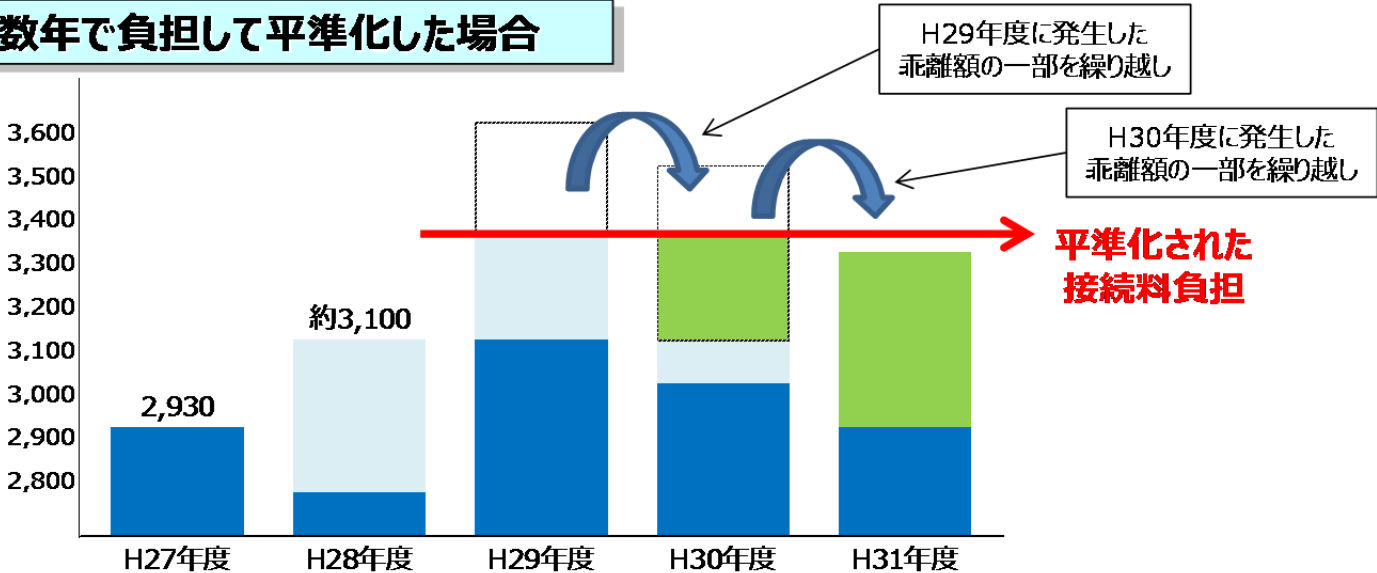


接続料算定時の需要の考え方でも、シェアアクセス方式については、ユーザ数に応じて芯線が利用される前提で考えられている。

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答																
	<p>(別紙4) 電柱・土木設備の費用の光の中の配賦基準の見直しについて</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">電柱・土木設備の費用</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">メタル</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">光</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">契約者数比※</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※法人ユーザ及び公衆電話、接続事業者が利用する回線については、回線数（シェアアクセス方式の場合は分岐端末回線数）を契約者数とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">シングルスター方式</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">シェアアクセス方式</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">契約者数に応じて配賦されたコストを芯線単位で負担すると、シェアアクセス方式において、ユーザ数が少ない事業者の負担が相対的に大きくなり、接続料負担の公平性が確保されていない。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px; background-color: #ffffcc;"> <p>シェアアクセス方式においては、メタルと光の費用配賦に用いた配賦基準（契約者数比）を用いることで、現状の接続料負担のアンバランスが解消されと考えられる。</p> </div>																
	<p>例) シェアアクセス方式の場合</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">20ユーザ分の費用（配賦された費用）</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">A社</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">B社</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">C社</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">8ユーザ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">8ユーザ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1ユーザ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">2ユーザ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">1ユーザ</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;">3芯利用</div> <div style="text-align: center;">1芯利用</div> <div style="text-align: center;">1芯利用</div> </div> </div> <p>利用芯線数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #00aaff; color: white;"> <th></th> <th>A社</th> <th>B社</th> <th>C社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">光へコスト配賦されてくる際の寄与率</td> <td>17/20 (85%)</td> <td>2/20 (10%)</td> <td>1/20 (5%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">芯線単位で負担した場合の実際の負担率</td> <td>3/5 (60%)</td> <td>1/5 (20%)</td> <td>1/5 (20%)</td> </tr> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <td style="text-align: left;">寄与率に対する実際の負担率</td> <td>71% 負担軽</td> <td>200% 負担重</td> <td>400% 負担重</td> </tr> </tbody> </table>		A社	B社	C社	光へコスト配賦されてくる際の寄与率	17/20 (85%)	2/20 (10%)	1/20 (5%)	芯線単位で負担した場合の実際の負担率	3/5 (60%)	1/5 (20%)	1/5 (20%)	寄与率に対する実際の負担率	71% 負担軽	200% 負担重	400% 負担重
	A社	B社	C社														
光へコスト配賦されてくる際の寄与率	17/20 (85%)	2/20 (10%)	1/20 (5%)														
芯線単位で負担した場合の実際の負担率	3/5 (60%)	1/5 (20%)	1/5 (20%)														
寄与率に対する実際の負担率	71% 負担軽	200% 負担重	400% 負担重														

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)


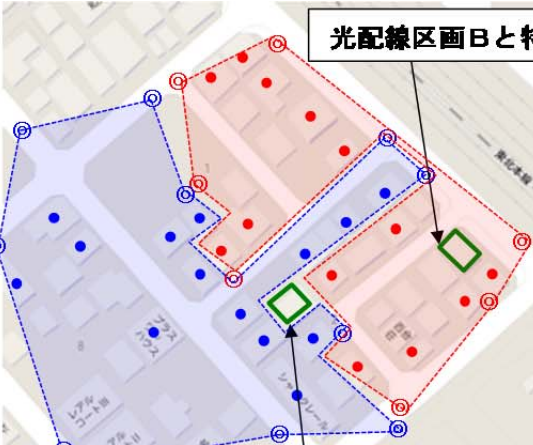

事業者等	追加質問事項・回答																								
	<p>(別紙5) 接続料の急激な変動の抑制措置の具体的な措置イメージ</p> <div data-bbox="309 225 936 288" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1;"> <p>何の措置も実施しない場合</p> </div>  <table border="1" data-bbox="584 268 1906 810"> <caption>何の措置も実施しない場合の接続料負担</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>接続料負担 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27年度</td> <td>2,930</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>約3,100</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>約3,600</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>約3,500</td> </tr> <tr> <td>H31年度</td> <td>約2,900</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="309 831 1196 895" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f2f1;"> <p>乖離額を複数年で負担して平準化した場合</p> </div>  <table border="1" data-bbox="584 831 1957 1406"> <caption>乖離額を複数年で負担して平準化した場合の接続料負担</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>接続料負担 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27年度</td> <td>2,930</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>約3,100</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>約3,600</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>約3,300</td> </tr> <tr> <td>H31年度</td> <td>約3,300</td> </tr> </tbody> </table>	年度	接続料負担 (円)	H27年度	2,930	H28年度	約3,100	H29年度	約3,600	H30年度	約3,500	H31年度	約2,900	年度	接続料負担 (円)	H27年度	2,930	H28年度	約3,100	H29年度	約3,600	H30年度	約3,300	H31年度	約3,300
年度	接続料負担 (円)																								
H27年度	2,930																								
H28年度	約3,100																								
H29年度	約3,600																								
H30年度	約3,500																								
H31年度	約2,900																								
年度	接続料負担 (円)																								
H27年度	2,930																								
H28年度	約3,100																								
H29年度	約3,600																								
H30年度	約3,300																								
H31年度	約3,300																								

2 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方 (② 接続料原価を構成する個別費用について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 KDDI</p>	<p>【質問】 御社のプレゼンでは、接続料の算定方法の在り方について、現在は全ての費用が主端末回線に連動することが前提となっているが、今後、例えば、未利用芯線の費用について詳細を分析した上で負担の在り方を見直すことが必要と主張している。一方、NTT東西は、「未利用芯線の費用」、「共通費、管理費、試験研究費」、「電柱・土木設備等の共用整備の費用」はいずれも「ユーザ単位」に見直すのは不合理と主張しているが、この点についてどのように考えるか。</p>
<p>KDDI</p>	<p>【回答】 ○前項の質問に対する当社の考え方とおおり、費用項目によっては、全部又は一部の費用について、現在の芯線単位での負担ではなく、ユーザ単位での負担に見直した方が、より合理的な費用負担になるものもあるのではないかと考える。 ○加入光ファイバに係る接続制度の在り方を検討するにあたって、そうした点をより詳細に分析し、どういった費用負担方法がより合理的なのかについて、是非、ご議論いただければと考えている。</p>
<p>【対象】 ケイ・オプティコム</p>	<p>【質問】 未利用芯線の割合はNTT東西より高いとのことであったが、未利用芯線の割合が高くともNTT東西と競争できるのは、未利用芯線比率がコストに及ぼす影響が低いためでしょうか。または、コスト算定のための基準が異なっているためでしょうか。</p>
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>【回答】 FTTH サービスの料金は、設備コスト、営業・販売コストなどさまざまなコストを積み上げて構成される原価および利益によって構成され、各事業者の戦略や考え方によって、これらの構成比は異なるものと考えます。 NTT東西殿に比べ、弊社の方が未利用芯線の割合が高いことから、弊社はNTT 東西殿に比べてコスト競争力で劣後している可能性はありますが、別の視点に立てば、弊社の方が光ファイバケーブルの追加敷設（追い張り）を抑制できていることによって、逆にコスト優位性を確保している可能性もあり得ると考えられます。設備コスト全体の競争力は、設備構成等のさまざまな要素によって左右されることから、NTT 東西殿との比較は容易でないと考えます。</p>

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
< 3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 >	
① 光配線区画に係る課題について	
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 ソネットが光配線区画情報の「複数区域の重なり」、「誤情報問題」を指摘しているが、このような現状把握状態では企業として合理的な投資判断ができず、過剰な投資が進んでいる可能性はないか。また、その結果、接続料が上がる一因になっていないか。さらに、光配線区画情報の精度向上対策が行われているか伺いたい。精度の高いデータ整備にはどの程度の時間が必要となるのか。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソネット殿から指摘のあった光配線区画情報の「複数区間の重なり」については、近傍に複数の配線区画が存在し、光配線区画の境界が入り組んでいるため、接続事業者からすると区画が重複しているように見えるようなケースのことでありと考へます。本指摘については、光配線区画の境界をよりわかりやすくするために、これまで提供している区画の外縁の電柱等の情報に加えて、全ての電柱やハンドホールについてどの光配線区画に属するかを示す情報を追加提供することを提案し、現在その効果をソネット殿が確認している状況です。(【別紙⑦】参照) ・「誤情報問題」と指摘されていることについては、住所と光配線区画との括り付けを一部誤って登録していたことに起因するものです。本件について、ご指摘を受けたエリアについて調査したところ、約0.2%の誤りが確認されたため、他エリアを含めて修正しました。修正した情報については、これまでに誤った情報をお渡しした接続事業者に対し、速やかに無償で提供する予定です。今後、同様の誤りが発生しないようチェック機能を強化し、誤りが発生した場合には同様に対応させていただく考へです。 ・なお、ご指摘を受けた情報誤りは上記のとおりごくわずかであり、平均57.7ユーザ(2014年9月末)所在する光配線区画では1ユーザの変動に相当する規模であることから8ユーザ毎に1芯を利用するシェアドアクセス方式においては、その投資額に与える影響は軽微であり、合理的な投資判断ができず、過剰な投資が進んでいるといったことはない考へます。

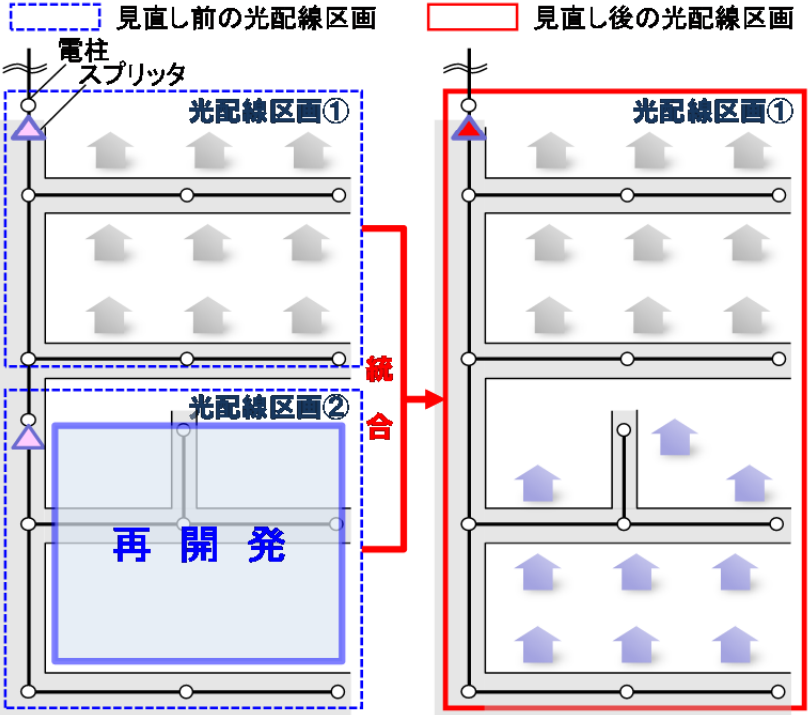
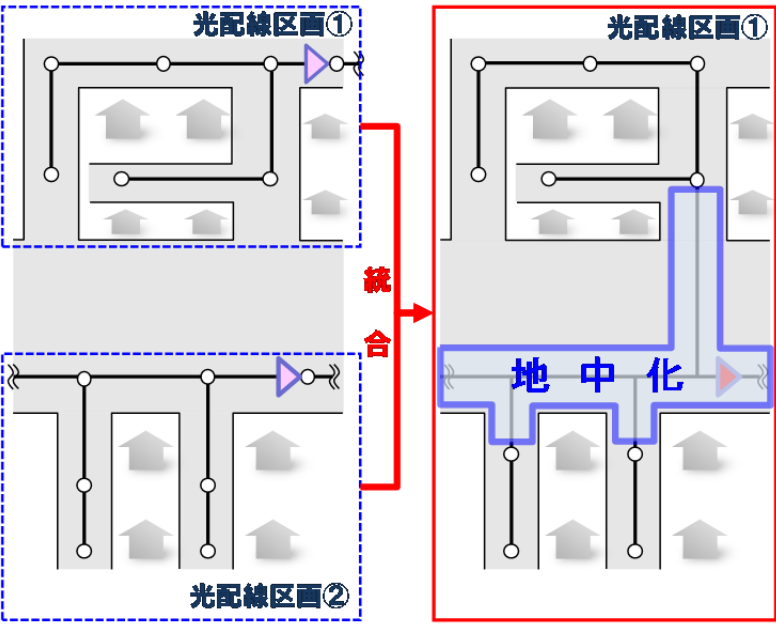
事業者等	追加質問事項・回答																																																																																																																		
	<div data-bbox="353 177 472 233" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙⑦</div> <div data-bbox="1039 181 1359 233" style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">設備情報の提供</div> <div data-bbox="360 244 2040 336" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 住所情報と電柱等外縁情報により殆どの光配線区画は特定可能。光配線区画の更なる精緻化を図るため、全電柱等情報の提供をソネット殿と協議中。 </div> <div data-bbox="349 352 763 384" style="margin-top: 10px;"> <p>■当社が提供する設備情報の例</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="360 395 584 427" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【①住所情報のみ】</div> <div data-bbox="920 395 1218 427" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【②電柱等外縁情報追加】</div> <div data-bbox="1509 395 1787 427" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【③全電柱等情報追加】</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div data-bbox="1160 368 1525 400" style="color: red; font-size: 0.8em;">赤色破線内の数値は委員限り</div> <div data-bbox="1733 368 2101 400" style="color: red; font-size: 0.8em;">赤色破線内の数値は委員限り</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <table border="1" data-bbox="353 427 884 595" style="font-size: 0.8em;"> <thead> <tr> <th>収容区域名</th> <th>配線ブロック名</th> <th>住所情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td>新宿区西新宿1丁目-1-1</td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td>新宿区西新宿1丁目-1-2</td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td>新宿区西新宿1丁目-1-3</td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td>新宿区西新宿1丁目-1-4</td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td>新宿区西新宿1丁目-1-5</td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00002</td><td>新宿区西新宿1丁目-2-1</td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00003</td><td>新宿区西新宿1丁目-3-1</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="913 427 1469 595" style="font-size: 0.8em;"> <thead> <tr> <th>収容区域名</th> <th>配線ブロック名</th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> <th>平面直角座標系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00002</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00002</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00002</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00003</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00003</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1509 427 2065 595" style="font-size: 0.8em;"> <thead> <tr> <th>収容区域名</th> <th>配線ブロック名</th> <th>X座標</th> <th>Y座標</th> <th>平面直角座標系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00001</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00002</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00002</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00003</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>新宿</td><td>B00003</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="349 624 1151 655" style="margin-top: 10px;"> <p>■①～③を接続事業者が地図にプロットした場合 (イメージ)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="353 671 862 735" style="width: 30%;"> <p>①現在ソネット殿が利用している情報だけでは特定できない箇所が存在</p> </div> <div data-bbox="913 671 1444 767" style="width: 30%;"> <p>②現在提供している電柱等の外縁情報※を使えば特定可能な箇所が増加するが、一部は特定できない(ソネット殿は未利用)</p> </div> <div data-bbox="1496 671 2027 735" style="width: 30%;"> <p>③全ての電柱等の情報を提供することにより特定可能(提供に向けソネット殿と協議中)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="517 1222 869 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">光配線区画を特定できない</div> <div data-bbox="1234 783 1496 823" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">光配線区画Bと特定</div> <div data-bbox="1077 1238 1429 1286" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">光配線区画を特定できない</div> <div data-bbox="1581 1238 2011 1286" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">光配線区画A、Bともに特定可能</div> </div> <div data-bbox="360 1294 450 1318" style="margin-top: 10px;"> <p><凡例></p> </div> <div data-bbox="913 1294 1451 1318" style="margin-top: 10px;"> <p>※光配線区画の境界に設置されている電柱の位置情報</p> </div> <div data-bbox="360 1326 2040 1358" style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>■: 光配線区画A ■: 光配線区画B ●: 光配線区画Aの住所 ●: 光配線区画Bの住所 ⊙: 光配線区画Aに属する電柱 ⊙: 光配線区画Bに属する電柱</p> </div>	収容区域名	配線ブロック名	住所情報	新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-1	新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-2	新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-3	新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-4	新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-5	新宿	B00002	新宿区西新宿1丁目-2-1	新宿	B00003	新宿区西新宿1丁目-3-1	収容区域名	配線ブロック名	X座標	Y座標	平面直角座標系	新宿	B00001				新宿	B00001				新宿	B00001				新宿	B00001				新宿	B00001				新宿	B00002				新宿	B00002				新宿	B00002				新宿	B00003				新宿	B00003				収容区域名	配線ブロック名	X座標	Y座標	平面直角座標系	新宿	B00001				新宿	B00001				新宿	B00002				新宿	B00002				新宿	B00003				新宿	B00003			
収容区域名	配線ブロック名	住所情報																																																																																																																	
新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-1																																																																																																																	
新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-2																																																																																																																	
新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-3																																																																																																																	
新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-4																																																																																																																	
新宿	B00001	新宿区西新宿1丁目-1-5																																																																																																																	
新宿	B00002	新宿区西新宿1丁目-2-1																																																																																																																	
新宿	B00003	新宿区西新宿1丁目-3-1																																																																																																																	
収容区域名	配線ブロック名	X座標	Y座標	平面直角座標系																																																																																																															
新宿	B00001																																																																																																																		
新宿	B00001																																																																																																																		
新宿	B00001																																																																																																																		
新宿	B00001																																																																																																																		
新宿	B00001																																																																																																																		
新宿	B00002																																																																																																																		
新宿	B00002																																																																																																																		
新宿	B00002																																																																																																																		
新宿	B00003																																																																																																																		
新宿	B00003																																																																																																																		
収容区域名	配線ブロック名	X座標	Y座標	平面直角座標系																																																																																																															
新宿	B00001																																																																																																																		
新宿	B00001																																																																																																																		
新宿	B00002																																																																																																																		
新宿	B00002																																																																																																																		
新宿	B00003																																																																																																																		
新宿	B00003																																																																																																																		

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 NTT東西の光配線区画（接続事業者向け光配線区画ではない）はどのような考え方で設定されているのか。光配線区画内のカバー世帯数が少ないとされる原因はどこにあるのか。また、接続事業者向け光配線区画ではない、NTT東西によるカバー世帯数の増加を目的とした光配線区画の統合は今後も行われるのか。NTT東西独自の光配線区画の統合の実施が難しい理由はどこにあるか。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光配線区画は、河川や鉄道といった地理的条件や当社の電柱・ケーブルの敷設状況、カバーユーザ数等を踏まえ、光ケーブルの投資コストや分岐端末回線の保守運用コスト（長ければ長いほど保守運用コストは嵩む）から見て最も経済的・効率的となる範囲で設定しています。 ・1の光配線区画の平均ユーザ数は57.7ユーザ（2014年9月末、西日本37.5ユーザ）ですが、固定系超高速ブロードバンド利用率は51.1%であることを踏まえると、1の光配線区画のうち平均28ユーザ程度（西日本18ユーザ程度）の光未利用ユーザが残っており、光未利用ユーザや既存光ユーザに対して営業活動を実施し、この中から採算性を確保することは、新規参入事業者にとっても十分可能であると考えられることから、既存の1光配線区画あたりのユーザ数が少ないとは考えていません。 ・光配線区画の統合にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ➢現に收容されているユーザがなく、地理的・物理的条件の制約がない光配線区画については全て ➢平均よりもカバーユーザ数が少ない光配線区画については、光ケーブルの支障移転や地中化を行ったタイミングで隣接する光配線区画と統合する等の見直しを行い、これまで約6,100区画（西日本：約28,900区画）で実施しています。今後も、支障移転や地中化のタイミングで継続的に見直していく考えです。 ・仮に、上記以外を含め抜本的に光配線区画を見直し、既存ユーザを含めて新たに設定した光配線区画に対応する所外スプリッタに收容するとした場合、当社のフレッツ光ユーザだけでなく、シェアドアクセス方式を利用した接続事業者のユーザについても、現在收容されている光配線区画の所外スプリッタから新たに見直した光配線区画の所外スプリッタへ分岐端末回線を收容替える必要があります。收容替えにあたっては、工事を行っている間、ユーザはF T T Hサービスが利用できず利便性が損なわれるばかりか、当社やシェアドアクセス方式を利用する接続事業者は、收容替え工事に伴うお客様対応や所外スプリッタ毎に工事作業者を派遣し1回線ずつ切替を行う等、多大なコストを要することになります。 <p>また、既存ユーザは收容替えせず、今後獲得するユーザだけを新たに設定した光配線区画に対応する所外スプリッタに收容するとした場合には、</p>

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>①既存ユーザを収容している芯線に加えて、今後獲得するユーザを収容するための芯線を追加敷設する必要があるが、仮に全ての光配線区画において、2の光配線区画を1に統合とした場合、現状の1.5倍程度の芯線が必要となるとともに、所外スプリッタ（1芯あたり）の収容効率が悪化し、非効率な光ケーブル投資が発生することになる、</p> <p>②当社の設備管理や保守運用は光配線区画毎に行っているため、既存ユーザは旧来の光配線区画、新規ユーザは新たな光配線区画に所属するものとして、仮に全ての光配線区画において二面管理とした場合、非効率な業務運営となる、といった問題が生じます。</p> <p>そのため、全ての光配線区画を統合するといった見直しは極めて難しいと考えます。</p> <p>【別紙⑧】，【別紙⑨】参照</p>

事業者等	追加質問事項・回答
	<div data-bbox="347 183 472 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙⑧</div> <div data-bbox="869 193 1509 240" style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">光配線区画の見直しを行った事例</div> <p data-bbox="371 272 2011 344">光配線区画の見直しは、光配線区画の統合時に分岐端末回線の収容替え工事が発生し、工事を行なっている間、FTTHサービスの断が発生するため、ユーザがいない光配線区画や支障移転・地中化に伴い設備移転が行われるタイミングで実施。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="358 375 1104 446" style="width: 48%;"> <p>■ 収容されているユーザがなく、地理的・物理的条件の制約がないため見直しを行った事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発等に伴い、ユーザ数が0となったタイミングで、光配線区画②を隣接する光配線区画①に統合。 ・新たなユーザは、統合後の光配線区画①のスプリッタに収容。 </div> <div data-bbox="1216 375 1973 410" style="width: 48%;"> <p>■ 支障移転や地中化のタイミングで見直しを行った事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道幅の大きい道路等地理的条件により分けて設定されている光配線区画①②について、ケーブル等設備の地中化のタイミングで統合を実施。 ・光配線区画①のスプリッタに収容されているすべてのユーザを光配線区画②のスプリッタに収容。 </div> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">見直し前の光配線区画</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">見直し後の光配線区画</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;">  </div> <div style="width: 45%;">  </div> </div> </div>

事業者等	追加質問事項・回答
	<div data-bbox="353 180 481 231" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙⑨</div> <div data-bbox="779 188 1617 236" style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">抜本的に光配線方式を見直す場合のイメージ</div> <div data-bbox="824 268 1124 300" style="text-align: center;">■ 現行の光配線区画</div> <div data-bbox="365 300 1489 678"> </div> <div data-bbox="342 710 1153 782" style="text-align: center;">■ 光配線区画を統合して新たな光配線区画を設定し、1つのスプリッタに収容する場合</div> <div data-bbox="376 790 985 1093"> </div> <div data-bbox="353 1117 1142 1220"> <ul style="list-style-type: none"> • 光配線区画②のユーザ毎に、光配線区画①のスプリッタへ収容替えが発生する。 • 収容替え工事の間、サービス断が発生する。 </div> <div data-bbox="1232 710 2027 782" style="text-align: center;">■ 新たな光配線区画を設定し、新規ユーザだけを収容する場合(既存ユーザは、変更なし)</div> <div data-bbox="1355 790 1971 1093"> </div> <div data-bbox="1232 1109 2049 1348"> <ul style="list-style-type: none"> • 既存の光配線区画の芯線とは別に、見直した光配線区画毎に新たな芯線が必要となり、追加敷設が発生する。 • 既存のスプリッタに加え、新たなスプリッタが追加され、収容率が低下する。 • 1つのエリアで、既存の光配線区画に加えて、新たに見直した光配線区画の二つの光配線区画の管理が必要となり、非効率な業務運営となる。 </div>

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】</p> <p>ビッグデータを扱うにあたって、データのクレンジングが必要であるのは周知の事実である。しかし、接続事業者から示された光配線区画情報に含まれる誤情報はあまりにもひどいとする。</p> <p>① なぜこのように誤情報が多いのか。</p> <p>② このようにひどい情報では使い物にならないので、きちんとクレンジングして、オープンデータをして接続事業者が自由に参照できるようにすべきと考えるが、御社の考えを伺いたい。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソネット殿のプレゼン資料は委員限りとなっているため、どの程度誤りがあると指摘されているのか分かりかねますが、当社がソネット殿との協議において「誤情報」と指摘されているエリアについて調査したところでは、約0.2%の誤りが確認されています。当社は、本指摘を受け、他エリアを含めて修正するとともに、修正した情報については、これまでに誤った情報をお渡しした接続事業者に対し、速やかに無償で提供する予定です。今後、同様の誤りが発生しないようチェック機能を強化し、誤りが発生した場合には同様に対応させていただく考えです。 ・なお、現在、接続事業者の要望に応じて、【別紙⑩】に記載する情報を開示するとともに、【別紙⑪】に記載する新たな情報開示を予定しているところです。今後も接続事業者から具体的な要望があれば、引き続き開示情報の拡大を検討していく考えです。

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答																
別紙⑩	<p style="text-align: center;">光配線区画に係る情報開示メニュー</p> <p>■ 当社は、これまで、接続事業者が光配線区画に係る各種情報を確認するために必要なデータを提供することにより、接続事業者の加入光ファイバ利用の促進・円滑化に努めてきたところ。</p> <p>現在提供している光配線区画情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>ビル毎の光配線区画の概況に関する情報の公開</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>ビル毎の光配線区画の範囲に係る情報の調査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>ビル毎の光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>光配線区画毎の加入電話等敷設数の調査</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 当社は、これまで、接続事業者が光配線区画に係る各種情報を確認するために必要なデータを提供することにより、接続事業者の加入光ファイバ利用の促進・円滑化に努めてきたところ。</p> <p>別紙⑪</p> <p style="text-align: center;">既存光配線区画の利便性向上</p> <p>■ 現在提供している情報に加え、シェアアクセス方式の設置場所が属する光配線区画特定の精度を向上させるため、設備（電柱等）の位置情報の提示や支障移転などに伴い光配線区画に変更が生じた場合、要望事業者へ変更のお知らせを行う等の利便性向上策を検討中。</p> <p>現在検討中の利便性向上策（案）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>他情報との組み合わせによる光配線区画の特定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td>情報更新時通知</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概要	①	ビル毎の光配線区画の概況に関する情報の公開	②	ビル毎の光配線区画の範囲に係る情報の調査	③	ビル毎の光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査	④	光配線区画毎の加入電話等敷設数の調査	区分	概要	⑤	他情報との組み合わせによる光配線区画の特定	⑥	情報更新時通知
区分	概要																
①	ビル毎の光配線区画の概況に関する情報の公開																
②	ビル毎の光配線区画の範囲に係る情報の調査																
③	ビル毎の光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査																
④	光配線区画毎の加入電話等敷設数の調査																
区分	概要																
⑤	他情報との組み合わせによる光配線区画の特定																
⑥	情報更新時通知																

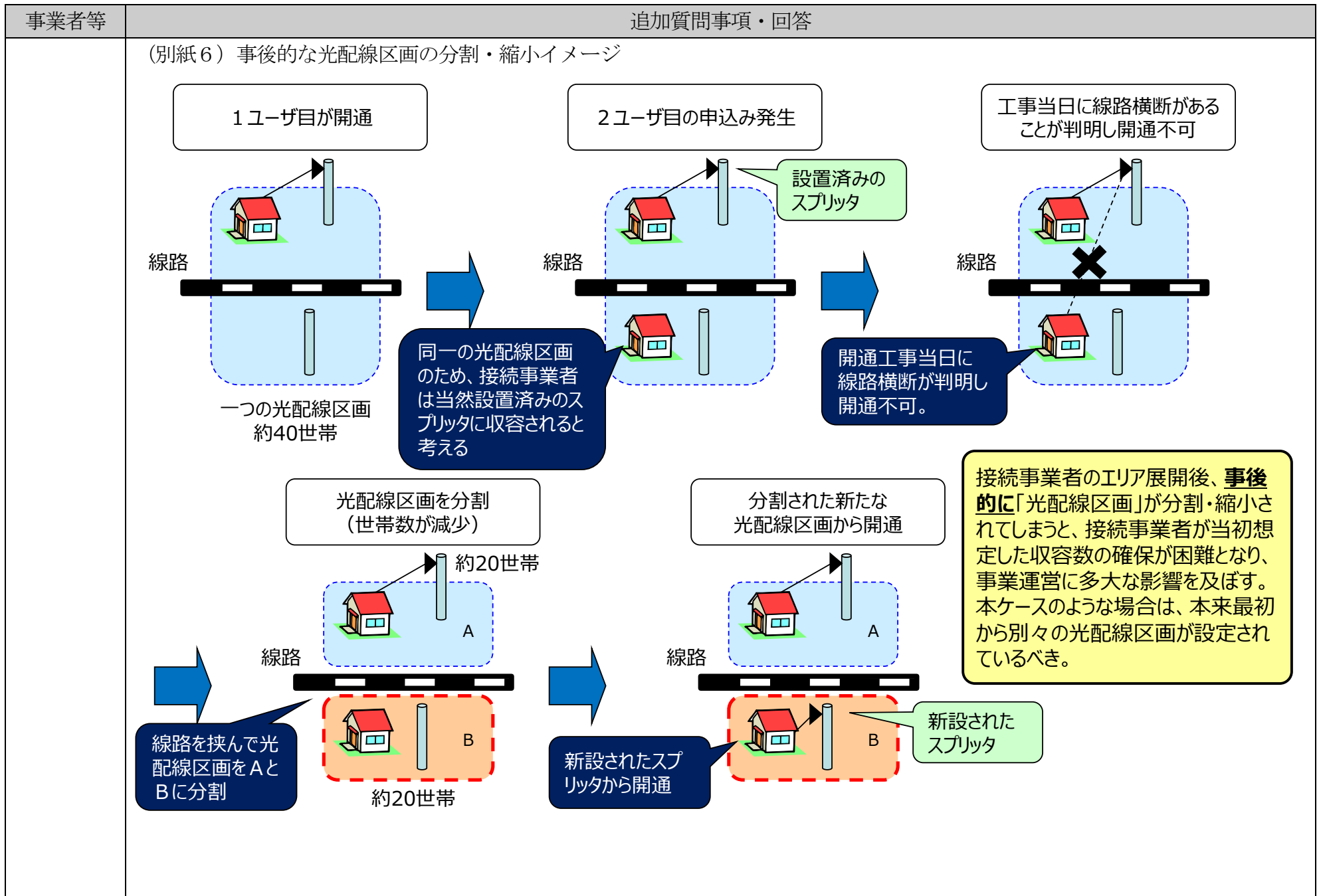
3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 NTT 東西</p>	<p>【質問】 第二次答申の際に、接続事業者向けの配線区画の管理システムはクラウド等を使って安価に構築することが求められていたはずである。なぜ43億もの開発費がかかるのか、内訳を明確に示して頂きたい。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続事業者向け光配線区画を設定する場合、既存の光配線区画とは別の新たな光配線区画として管理・運用していく必要があり、そのための機能をオペレーションシステムに具備していく必要があります。 ・接続事業者向け光配線区画のトライアルを通じて必要となる機能を検討した結果、設備計画・管理、設計・選定、料金計算を必須機能とし、それ以外は手運用で実施する場合の開発額は21億円として提案しました。 ・また、既存の光配線区画と同様に全てシステム化しフルスペックの機能を具備する場合の開発額は43億円として提案しました。 ・この2案の開発費について、昨年1月に接続事業者にはご説明し、一定の理解は得られているものと認識しています。 <p>なお、開発費の内訳は以下のとおりとなっております。</p> <div data-bbox="331 754 1637 1465" style="border: 2px dashed red; height: 445px; width: 783px;"></div> <p style="text-align: right; color: red;">本表は委員限り</p>

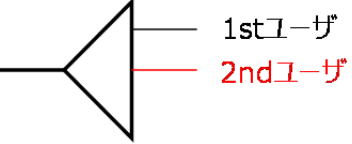
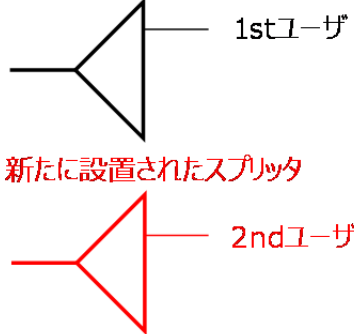
3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 KDDI</p>	<p>【質問】 御社プレゼンのうち、「事後的な光配線区画の分割・縮小の是正」や「1光配線区画における局外スプリッタの適正設置」について、図や規模感も含め、もう少し詳しく伺いたい。</p>
<p>KDDI</p>	<p>【回答】 ○事後的な光配線区画の分割・縮小イメージについては、別紙6参照。 ○1光配線区画における局外スプリッタの適正設置については、最初に設置された局外スプリッタにおいて分岐端末回線を最大収容数（8回線）まで収容してから次の局外スプリッタを設置することが前提ですが、過去、NTT西殿において、「人為的なミス」※による不適切な局外スプリッタの設置事例が発生。 ○具体的な発生イメージや規模感は、別紙7参照。 ※既設の局外スプリッタの確認漏れ等により最大収容数まで収容していないにも関わらず、新たな局外スプリッタが設置される事象。</p>

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)



3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>(別紙7) 不適切な局外スプリッタ設置の発生イメージ及び規模感</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>発生イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">本来の運用</p> <p style="text-align: center;">最初に設置されたスプリッタ</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>最大収容数に達するまで既設のスプリッタに収容される運用が適切。</p> </div> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; color: blue;">➔</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">不適切な運用</p> <p style="text-align: center;">最初に設置されたスプリッタ</p>  <p style="text-align: center; color: red;">新たに設置されたスプリッタ</p> </div> </div> <div style="width: 45%; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #ffffcc;"> <p>既設スプリッタの確認漏れ等で新たなスプリッタの設置が必要と判断し、スプリッタを増設して収容。 結果、本来1つの主端末回線の接続料負担で済むところが、2つの主端末回線の接続料負担が必要になる。 (収容率の向上も阻害)</p> </div> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">発生規模感</p> <div style="border: 2px dashed red; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: right; color: red; margin-top: 10px;">本表は委員限り</p> </div>

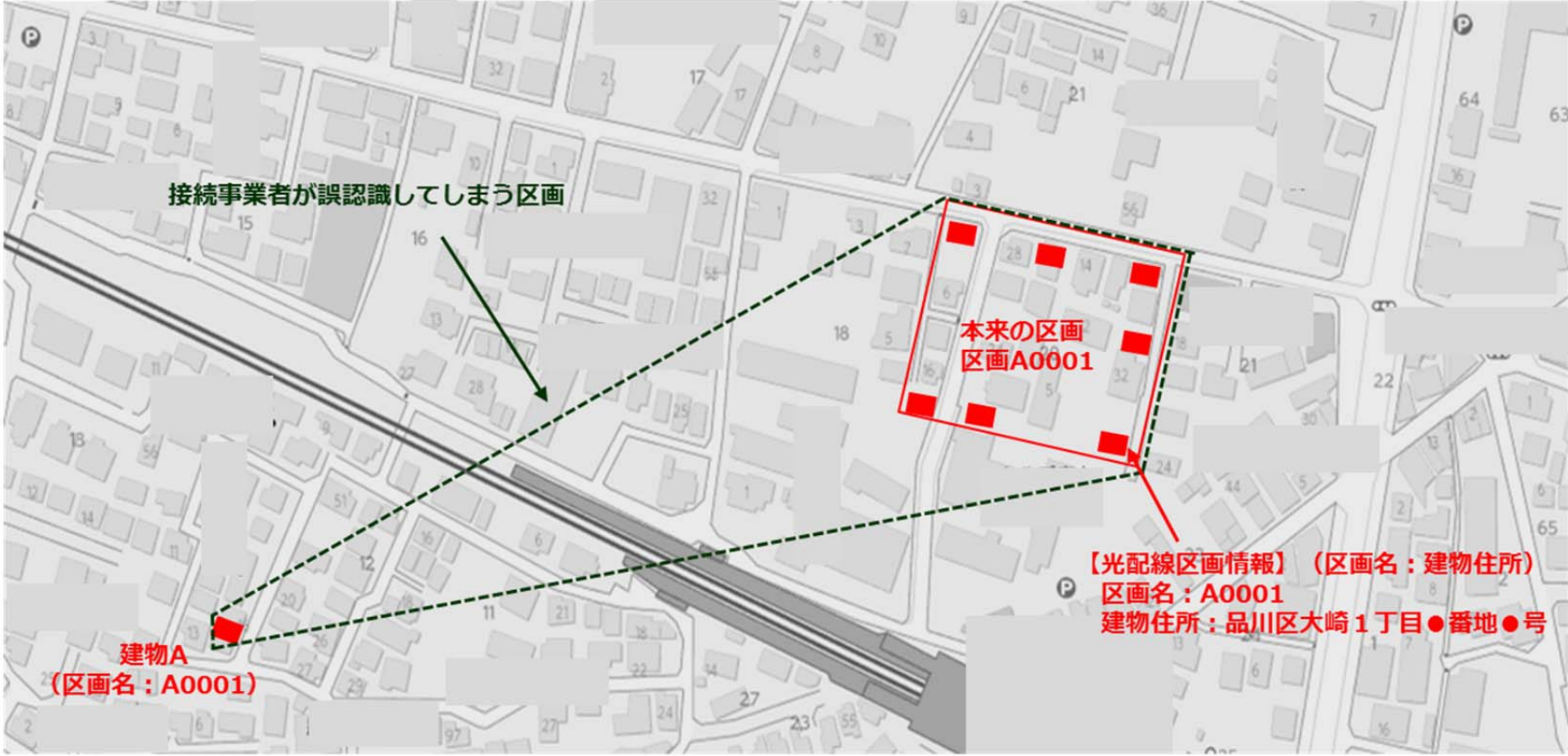
3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
<p>【対象】 NTT 東西 ソネット</p>	<p>【質問】</p> <p>①接続事業者が「光配線区画」を特定できる正確で最新の情報が提供されていない、②利用者宅工事が完了しないと「光配線区画」が確定せず、接続事業者が当初想定していた「光配線区画」と異なる区画での開通となる場合があるという課題について、</p> <p>①については、光配線区画を明確に特定するための追加情報も含めて、正確性を確保するとともに、諸事情により光配線区画が変更される場合にも接続事業者に最新の情報が提供されるように、接続約款に基づき有償提供される「光配線区画情報」は、接続事業者が「光配線区画」を特定できる正確で最新の情報を提供することの対価として、月額料金とするなどの工夫はできないか。</p> <p>②については、接続事業者が「光配線区画」を特定できる正確で最新の情報提供があることを前提に、接続事業者が想定していた「光配線区画」と異なる区画での開通とならないように、利用者宅への工事の事前協議など工夫できることはないか。</p>
<p>NTT 東西</p>	<p>【回答】</p> <p>・ご指摘の点については、接続事業者からご要望があれば、当社として真摯に検討し、接続事業者に費用対効果やユーザ影響を踏まえご判断いただけるよう対応していく考えです。</p>
<p>ソネット</p>	<p>【回答】</p> <p>①接続事業者が「光配線区画」を特定できる正確で最新の情報を提供することの対価として、月額料金とするなどの工夫はできないか、とのご質問に対しまして、NTT 東西殿との協議において正確な光配線区画の特定をどのように行うかという根本的な問題があり、その問題が解決されることが前提になると考えます。</p> <p>そして弊社プレゼンテーションでご説明させて頂いた通り、「光配線区画情報」とは区画名とその区画内で過去 NTT 東西殿が提供した実績のある建物の住所情報のみとなりますので、情報がない住所については接続事業者が区画を想定するしかないのが現状です。</p> <p>区画内すべての建物に対して区画を正確に確認することが可能となり、更に最新情報の提供が可能ということであれば、月額料金等の対価を支払うことについて、費用対効果を踏まえ検討することはできると考えます。</p> <p>②利用者宅への工事の事前協議など工夫できることはないか、とのご質問につきまして、事前協議を行うこと自体は可能と考えますが、利用者様、NTT 東西殿、接続事業者での協議となることから、日程調整等の影響による開通までの納期の長期化及び利用者様の新たなるご負担などが懸念されます。</p>
<p>【対象】 ソネット</p>	<p>【質問】</p> <p>御社のプレゼンの中で、光配線区画の特定のためには、「接続事業者が区画を明確に特定できる他情報の提供又は方法等」が必要との説明があり、質疑応答の中で区画と電柱の情報をもらえれば誤情報が明確になるという説明があったが、この点について、</p>

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
	もう少し詳しく伺いたい。
ネット	<p>【回答】</p> <p>「光配線区画情報」とは区画名とその区画内に存在する建物の住所の情報であります。NTT 東西殿によると、実際にはNTT 東西殿のデータベースでは、建物住所に区画が括り付けられたデータが存在しておらず、建物に隣接している近傍の光ケーブルの引込みを行う設備（電柱、ハンドホール等）を割り当て、その設備に括り付けられている区画名を「光配線区画情報」として開示しているとのことあります。</p> <p>「光配線区画情報」開示までの主な作業工程</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建物住所の確認 ②建物近傍の設備の確認（設備の割り当て） ③近傍設備の区画の確認 ④建物住所と区画名を「光配線区画情報」として開示 <p>誤情報が含まれる理由として、NTT 東西殿による設備割り当て作業（上記②「建物近傍の設備の確認（設備の割り当て）」において、間違った設備を割り当ててしまうことで、誤情報となるとの理由から、区画名と建物住所が括り付けられた現在の「光配線区画情報」だけではなく、区画名と括り付けられた近傍に設置されている設備（電柱、ハンドホール等）の情報が新たに提供されれば、区画を特定する精度の向上、及び「光配線区画情報」で提供されていない建物住所の区画を特定できる可能性が高まると考えられます。</p> <p>（別紙1～3 参照）</p>

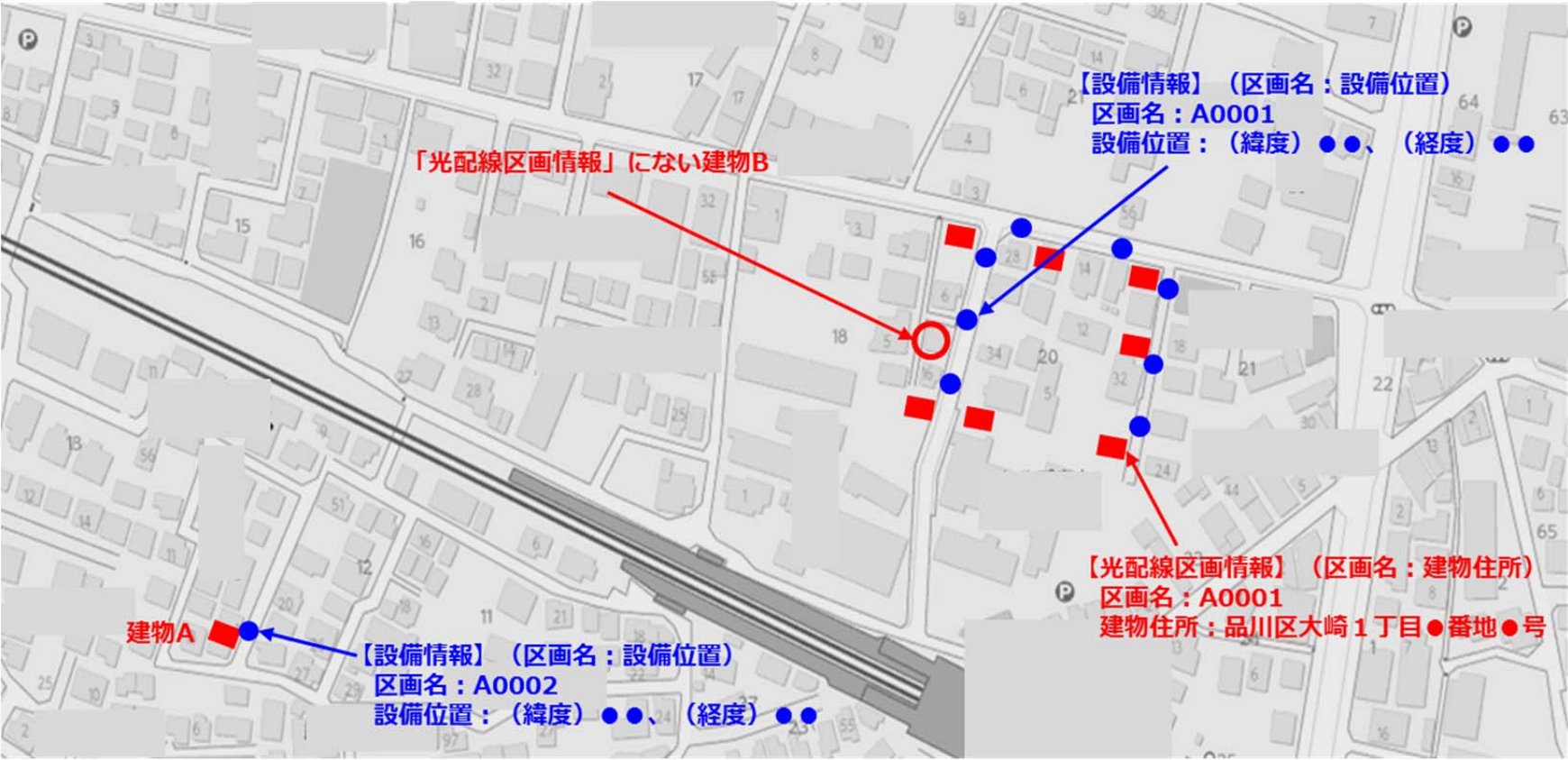
3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>(別紙1)「光配線区画情報」に含まれる誤情報</p>  <p>■ : 「光配線区画情報」で提供されている住所情報の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「光配線区画情報」で建物Aの住所は区画「A0001」と提示され、正確な光配線区画が特定できない。

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>(別紙2) 誤情報となる理由</p>  <p>■ : 「光配線区画情報」で提供されている住所情報の位置 ● : NTT殿の設備 (電柱等) の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「光配線区画情報」として建物Aの区画名を提示する場合、建物Aに最も近い設備 (光ファイバケーブルを引き込む電柱等) を確認し、その設備に括り付けられた「区画名」を建物Aの「住所」と共に提示する。 ・ 上記事例の場合、建物Aに対する近傍設備の区画は本来「A0002」であるのに、作業ミスにより「A0001」の設備を割り当ててしまい、結果、「光配線区画情報」で建物Aは区画「A0001」となってしまう。

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (① 光配線区画に係る課題について)

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>(別紙3) 新たな情報の提供</p>  <p>■ : 「光配線区画情報」で提供されている住所情報の位置 ● : NTT殿の設備（電柱等）の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「光配線区画情報」だけではなく、電柱等の「設備情報」があれば誤情報を見分けることが可能であると考えられる。 (例：建物Aの近傍設備の区画＝A0002) ・ また、「光配線区画情報」では提示されない住所も設備情報から区画を推測することが可能であると考えられる。 (例：建物Bの近傍設備の区画＝A0001)

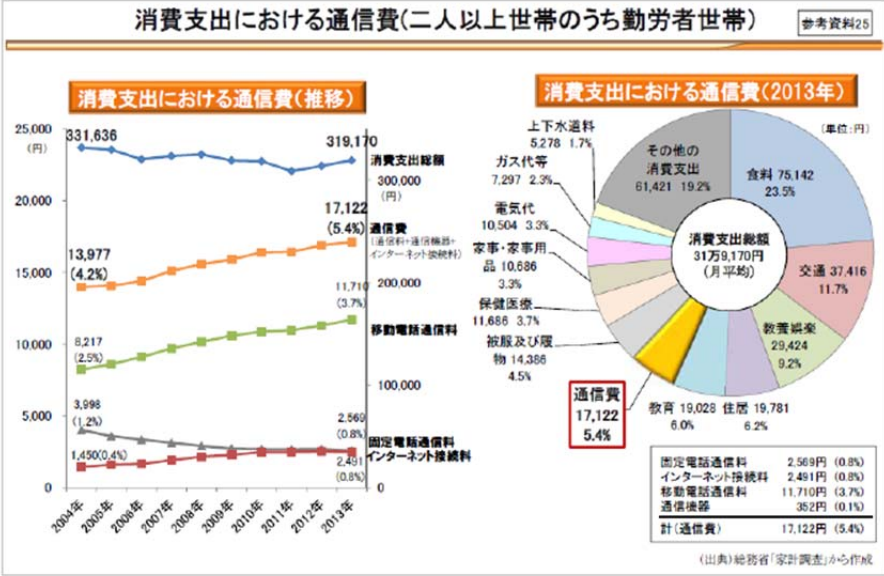
3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (② その他 (エントリーメニューについて))

事業者等	追加質問事項・回答
② その他 (エントリーメニューについて)	
<p>【対象】 ケイ・オプティコム</p>	<p>【質問】 エントリーメニューは、初年度に低廉させた部分を3年目に付加させることで初年度接続料を低減させる効果を期待した制度だと理解しているが、この部分については時間価値を考慮して利息の認識を許容している（NTT東西資料参考6によれば、平成26年に開通した芯線に適用される料金イメージの場合、初年度分491円を3年目に金利相当を加えて502円上乗せ）。 このような配慮を前提としても「時間価値を無視してNTTの経営判断が介入」することで恣意的な接続料金体系になるのか、考えを伺いたい。</p>
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>【回答】 設備競争事業者とサービス競争事業者（接続事業者）との間で競争上の公平性を確保するとともに、設備投資インセンティブを確保するため、接続料は、各事業者が利用する設備に対してそのコストを応分負担するよう算定されるべきと考えます。 しかしながら、エントリーメニューは、接続事業者が実際に利用する設備のコストよりも著しく安価となる期間、つまり、コストの応分負担が損なわれる期間が存在することから、不健全な競争※を生む可能性があることを認識しております。 (※例えば、エントリーメニューの利用開始初年度のみ極端に安い料金を設定すること等によって利用者を不当に囲い込む行為が横行すること等が考えられる) そのため、弊社意見「恣意的」の趣旨は、NTT東西の経営判断の介入を指すものではなく、エントリーメニュー接続料算定の基本的な考え方を捉えたものです。</p>
<p>【対象】 ケイ・オプティコム</p>	<p>【質問】 御社プレゼン資料1頁のエントリーメニューは時間軸上で恣意的に料金を設定するものであり、公正な競争を阻害するおそれがあると主張されていますが、どのように公正な競争が阻害されるのか具体的に説明して頂きたい。また、時間軸上で恣意的に料金を設定することへの懸念は、接続料の急激な変動抑制措置として提案されている乖離額の複数年負担等にも当てはまるのか。</p>
<p>ケイ・オプティコム</p>	<p>【回答】 エントリーメニューは、接続事業者が実際に利用する設備のコストよりも著しく安価となる期間、つまり、コストの応分負担が損なわれる期間が存在することから、公正な競争が阻害される恐れがあると認識しております。 例えば、エントリーメニューの利用開始初年度のみ極端に安い料金を設定すること等によって、利用者を囲い込む行為が横行すること等が考えられ、実際の設備コストにもとづかない不健全な競争を生む可能性があります。</p>

3 その他加入光ファイバに係る競争政策上の課題への対処の在り方 (② その他 (エントリーメニューについて))

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>接続料は、設備競争事業者とサービス競争事業者（接続事業者）との間で競争上の公平性や設備投資インセンティブを確保しつつ、算定されるべきものであって、各事業者が利用する設備に対してそのコストを応分負担するしくみであるべきと考えます。また、接続料の支払いも適時適切になされるべきと考えます。そのため、時間軸上で恣意的に料金を設定することへの懸念は、乖離額の複数年負担等にもあてはまると考えます。</p>

事業者等	追加質問事項・回答
＜4 その他＞	
【対象】 ケイ・オプティコム	【質問】 御社プレゼンの9頁の「固定系ブロードバンドの利用率向上を阻む要因」は何であると考えているか、「実効性ある政策」とは具体的にどのような提案が考えられるか。
ケイ・オプティコム	【回答】 モバイルブロードバンドの普及に伴い、モバイルをインターネット接続の主たる通信回線と位置づける利用者が増加しており、固定系ブロードバンドは大容量通信やモバイルの補完（トラヒックオフロード）といった用途・利用シーンが限定されたものとしての認識が広まりつつあります。これを踏まえると、「固定系ブロードバンドの利用率向上を阻む要因」となる可能性のあるものとして、例えば、次が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ①情郵審・第二次答申(H24.3.29)後の環境変化 <ul style="list-style-type: none"> ・移動系と固定系との間の競争の発生・進展 (モバイルルータ、宅内据置無線アクセスサービス、スマートフォン等の登場) ・各世帯の消費支出において、通信費に割当できる金額に上限がある中、モバイル利用料の上昇傾向※が固定系ブロードバンドの利用率向上を阻んだり、解約を増加（利用率低下）させたりする要因となっていないか (※2020年代に向けた情報通信政策の在り方 答申 参考資料25 (別紙参照)) ・ブロードバンドの主役がFTTHからモバイルへ交代し、固定系市場の魅力低下や飽和の色彩が強くなりつつあることが各事業者の経営判断（参入するか否か）に影響を与えていないか ②国民生活に関わる分野（行政、医療、教育等）のICT利活用状況と固定系ブロードバンド利用との関係 ③現行の接続制度 <p>弊社資料9ページにおいて「実効性ある政策を検討することが必要」と記載した趣旨は、「利用率低迷の主たる要因が接続制度であるかどうか不明であるにも関わらず、これを見直したとしても利用率向上に寄与しないのではないか」という問題提起のためであり、利用率低迷の要因が明らかになっていない現時点において有効な提案をすることは難しいと考えます。</p> <p>なお、ヒアリング質疑において、弊社は「モバイルブロードバンドの競争を促進するための施策も必要」と述べましたが、上記例①が利用率低迷の主たる要因ではないかとの仮定にもとづき提案したものです。実際、ブロードバンド通信はモバイルで十分と考える利用者や固定通信はさほど利用しないため解約するという利用者が一定数存在しており、この利用者層は、モバイルではな</p>

事業者等	追加質問事項・回答																																																																																						
	<p>く、固定通信を通信費削減・節約の対象と見なしていると考えられます。</p> <p>ブロードバンドの利用率向上を目指すにあたっては、近年の環境変化を踏まえると、固定系のみの議論で課題解決できるものではないと考えられ、今後は、固定系とモバイルを別々で捉えるのではなく、一体で見るべきであり、固定系とモバイルの役割分担や相互補完のあり方等、双方が協調していかにより利用率を向上させるかという視点でも検討することが必要ではないかと考えます。</p> <p>別紙（2020年代に向けた情報通信政策の在り方 答申 参考資料 25）</p>  <p>消費支出における通信費(二人以上世帯のうち勤労者世帯) 参考資料25</p> <p>消費支出における通信費(推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>消費支出総額(円)</th> <th>通信費(円)</th> <th>通信費(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2004年</td> <td>331,636</td> <td>3,998</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>2005年</td> <td>13,977</td> <td>1,450</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>2006年</td> <td>8,217</td> <td>2,569</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2007年</td> <td>13,977</td> <td>2,451</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2008年</td> <td>13,977</td> <td>2,451</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2009年</td> <td>13,977</td> <td>2,451</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2010年</td> <td>13,977</td> <td>2,451</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2011年</td> <td>13,977</td> <td>2,451</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2012年</td> <td>13,977</td> <td>2,451</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>2013年</td> <td>319,170</td> <td>17,122</td> <td>5.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>消費支出における通信費(2013年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(円)</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td>75,142</td> <td>23.5%</td> </tr> <tr> <td>交通</td> <td>37,416</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>教育娯楽</td> <td>29,424</td> <td>9.2%</td> </tr> <tr> <td>住居</td> <td>19,781</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>19,028</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>17,122</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>衣服及び履物</td> <td>14,368</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>保健医療</td> <td>11,686</td> <td>3.7%</td> </tr> <tr> <td>家事・家事用品</td> <td>10,686</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>電気代</td> <td>10,504</td> <td>3.3%</td> </tr> <tr> <td>ガス代等</td> <td>7,297</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>上下水道料</td> <td>5,278</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>その他の消費支出</td> <td>61,421</td> <td>19.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>消費支出総額 31万9,170円 (月平均)</p> <p>固定電話通話料 2,569円 (0.8%) インターネット接続料 2,451円 (0.8%) 移動電話通話料 11,710円 (3.7%) 通信機器 362円 (0.1%) 計(通信費) 17,122円 (5.4%)</p> <p>(出典)総務省「家計調査」から作成</p>	年	消費支出総額(円)	通信費(円)	通信費(%)	2004年	331,636	3,998	1.2%	2005年	13,977	1,450	0.4%	2006年	8,217	2,569	0.8%	2007年	13,977	2,451	0.8%	2008年	13,977	2,451	0.8%	2009年	13,977	2,451	0.8%	2010年	13,977	2,451	0.8%	2011年	13,977	2,451	0.8%	2012年	13,977	2,451	0.8%	2013年	319,170	17,122	5.4%	項目	金額(円)	割合(%)	食料	75,142	23.5%	交通	37,416	11.7%	教育娯楽	29,424	9.2%	住居	19,781	6.2%	教育	19,028	6.0%	通信費	17,122	5.4%	衣服及び履物	14,368	4.5%	保健医療	11,686	3.7%	家事・家事用品	10,686	3.3%	電気代	10,504	3.3%	ガス代等	7,297	2.3%	上下水道料	5,278	1.7%	その他の消費支出	61,421	19.2%
年	消費支出総額(円)	通信費(円)	通信費(%)																																																																																				
2004年	331,636	3,998	1.2%																																																																																				
2005年	13,977	1,450	0.4%																																																																																				
2006年	8,217	2,569	0.8%																																																																																				
2007年	13,977	2,451	0.8%																																																																																				
2008年	13,977	2,451	0.8%																																																																																				
2009年	13,977	2,451	0.8%																																																																																				
2010年	13,977	2,451	0.8%																																																																																				
2011年	13,977	2,451	0.8%																																																																																				
2012年	13,977	2,451	0.8%																																																																																				
2013年	319,170	17,122	5.4%																																																																																				
項目	金額(円)	割合(%)																																																																																					
食料	75,142	23.5%																																																																																					
交通	37,416	11.7%																																																																																					
教育娯楽	29,424	9.2%																																																																																					
住居	19,781	6.2%																																																																																					
教育	19,028	6.0%																																																																																					
通信費	17,122	5.4%																																																																																					
衣服及び履物	14,368	4.5%																																																																																					
保健医療	11,686	3.7%																																																																																					
家事・家事用品	10,686	3.3%																																																																																					
電気代	10,504	3.3%																																																																																					
ガス代等	7,297	2.3%																																																																																					
上下水道料	5,278	1.7%																																																																																					
その他の消費支出	61,421	19.2%																																																																																					
<p>【対象】 ケイ・オプ・ティコム</p>	<p>【質問】 御社プレゼンの9頁について、質疑応答の中でモバイルブロードバンドの競争を促進するための施策も考えてもらいたいとの発言があったが、今回の当委員会での光接続料の検討の契機になった「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」の答申では、「移動通信サービスに関する競争の促進」について方向性が示され、既に検討段階から実行段階へと移っている。御社プレゼンの9頁との関係で、上記の答申には盛り込まれなかった更なる政策案があれば具体的に伺いたい。</p>																																																																																						
<p>ケイ・オプ・ティコム</p>	<p>【回答】 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」答申を受け、MNOとMVNOとのイコールフットイング確保に向けた取組を着実に進めていただいております。新たなルールの下、弊社はモバイル市場の競争促進に寄与してまいりたいと考えております。</p>																																																																																						

4 その他

事業者等	追加質問事項・回答
	<p>情報通信審議会・2020-ICT 基盤政策特別部会・基本政策委員会（第3回・平成26年4月8日）での関係事業者・団体等ヒアリングにおいて、弊社は「MNO-MVNO間のイコールフットィング確保」を意見させていただき、政策案として「モバイル接続料算定方法の抜本の見直し（接続料のさらなる適正性・透明性の確保、事業予見性の確保（将来原価方式の導入）等）」を提案させていただいたところです。</p> <p>しかしながら、同答申に示された政策には、モバイル接続制度の基本的な考え方の見直しについては盛り込まれておらず、モバイル接続料算定方法のあり方についても示されていないと認識しています。</p> <p>現在、加入光ファイバ接続料の算定には将来原価方式が採用されておりますが、将来原価方式の適用基準は「新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用」とされています。一方、モバイル接続料の算定では、以前よりモバイルデータ通信の需要（トラヒック）が急増しているにも関わらず、ドライカップや公衆電話等と同様の実績原価方式（前々年度の実績需要・費用に基づき算定）が適用されています。</p> <p>モバイル設備を取り巻く現状や接続料の算定方式の適用基準を踏まえると、モバイル設備は「新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備」に該当することは明らかであることから、モバイル接続料（レイヤ2接続機能及びレイヤ3接続機能に係る接続料）の算定方法は、加入光ファイバと同様の将来原価方式を直ちに適用すべきではないかと考えます。</p>